

8
3
177

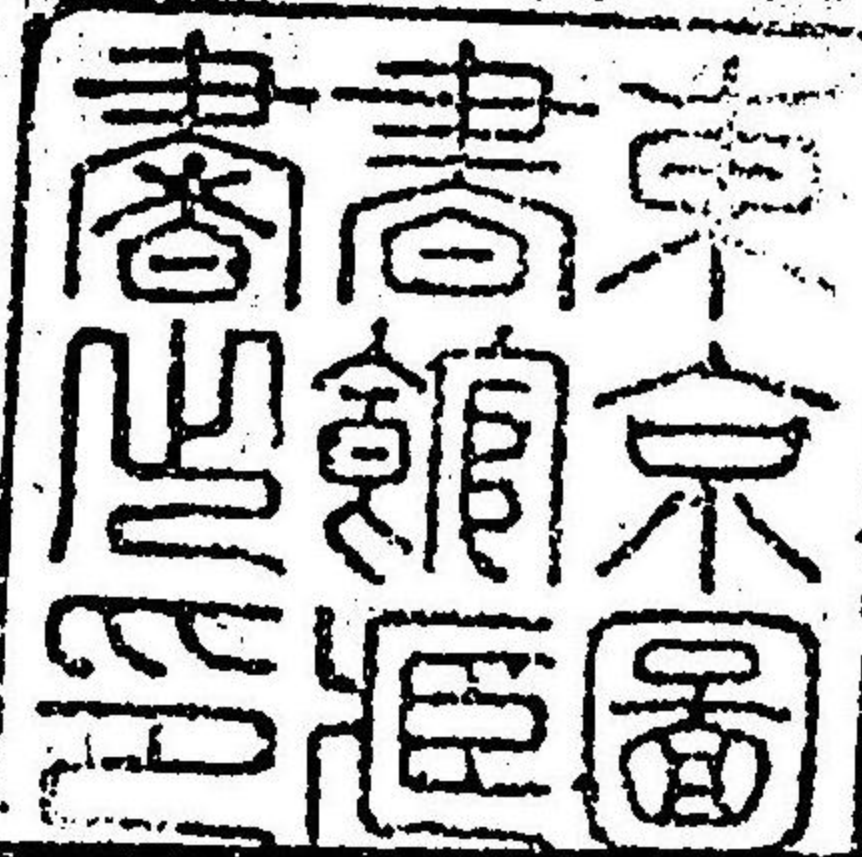
東 京 國 立 書 館				
類	屬	函	架	號
		八	六	一
				七
				三
				冊

九
九

讀 本 國 官 社 考 證

松岡 調 著

下



讃岐國官社考證下之卷

多和大宮司從五位下行能登守藤原朝臣春初謹記

阿野郡、尚アヤト唱へり、萬葉集、安益播磨風土記、今ハ漢、製作、中古南北二郡小分ちて、綾南條綾北條と云、シガ、今ハ舊号小復して、阿野郡南阿野郡北と次、所屬の郷ハ九郷ふて、和名抄、同、

山田、和名抄、山田也、萬多とありて、今も同、所屬此村々、山田上、山田下、牛川、東分、西分、千疋、松所、東、粉

所、西、川、東、も、べ、て、九、ヶ、村、あり、全、讚、史、ハ、羽、床、同、抄、小、ハ、羽、小、牛、川、東、分、西、分、を、羽、床、郷、小、屬、と、り、羽、床、同、抄、以、可、と、有、き、ど、今、ハ、ハ、カ、と、唱、へ、り、上、羽、床、下、羽、府、中、同、抄、小、

床、小、野、北、村、瀧、宮、萱、原、六、ヶ、村、此、郷、小、つ、く、府、中、同、抄、小、久、知、と、有、是、ら、り、今、府、中、と、改、し、ハ、古、國、府、あり、し、郷、を、

府、中、陶、畑、田、三、ヶ、新、居、同、抄、小、新、居、尔、比、乃、美、と、あり、て、村、の、郷、小、屬、く、新、居、今、を、二、井、と、の、こ、も、又、

とそ、ニヒノキとも唱へり、皆舊稱の残まるあらむ、新居、柏原、國分、新名、福家、五ヶ村此郷小つくと、さて此四郷を阿野郡、鴨、同抄小、鴨部加毛とあれど、今ハ部字を畧南とハ、鴨、きて、鴨の一字と為て、尚カモと唱へり、鴨一、村此郷、氏部、同抄小、氏部宇治倍と有、今ハウツ、松山小つくと、松山萬都也、萬とありて、今も同じ、高屋、神谷、青海、三ヶ村、此郷小つくと、全讚史小ハ、乃生、木澤を、此郷に隸けて、五、林田、同抄小、林田波、以多とあまきと、今ハケ村とす、林田、同抄小、山本也、萬毛止と有、是、今ハ西村此郷、西庄、同抄小、改む、西庄、江尻、福江、坂出、御供所、五ヶ村此郷小つくと、全讚史小、西庄、江尻を、林田郷、此所屬と為り、借此、五郷を阿野郡北とハ、

鴨神社

延喜神名式云、讚岐國阿野郡小鴨神社、

三代實錄云、貞觀七年冬十月九日丁巳、讚岐國從五位下

賀茂神授從五位上、同十七年五月廿七日戊申授讚岐

國從五位上、賀茂天神正五位下、仁壽元年小、正六位上、

下小をし給へる事、此史小見之、多和神社の条、下に云るが如く、脱七、如、此、貞觀十七年小、正五位下を授くとあれ、永徳元年、下小ハ、正二位小を給へり、

和名類聚鈔郷名部云、讚岐國阿野郡鴨部加毛

神社ハ、鴨郷鴨村鴨庄と云、地小在、葛城大明神と稱小、

讚留靈記附録小、鴨神社、今葛城明神ト稱スと有、然るに今ハ本加茂と云、地に加

茂明神と云、社あるを、是なりとい、生駒記、廿四、社名

讚史等如何なり、此本加茂と云、地、寛永二十年以前ハ、

社傳小云、弘仁四年阿登宿禰大足大和國より勸請云々、

全讚史小不知何代始立祠然而延喜時既已列于官社則其歷年亦可察矣とあり

祭神一言主命瓊杵尊合祭社記一座と次或云天神魂命讚留靈記附録

又式社考又武甕槌命式社考又ハ別雷命生駒記全讚史と云儲及社記

鴨神を祭神一言主命と云ハ土佐國風土記小土左高賀

茂大神為一言主尊一説曰大穴六道尊子味鋸高彦根尊

と有に縁あり委細ハ考證此条下小云武甕槌命ありと云ハいり

又天神魂命と云ハ神代本紀小神皇產靈尊兒天神

玉命葛野鴨縣と有ハ三代實録貞觀十年小賀茂天神と

あれハ少縁あり又別雷命と云ハ本加茂の加茂明

神につきて云ハ事なるべし此處ハ由あり

し又神名式小攝津國河邊郡小鴨神社考證小今在加茂村又備前國

津高小鴨神社考證小在賀茂村是等此外に之數々見也

考證

古き社記小鴨莊大明神記延喜式出所鴨社一号葛城大明神祭

一言主命瓊杵尊合祭一説天神玉命抑葛城社一言主命此神事代主神所

變高彦根命分身也云ハ此社記小年号ハ無きと有に二百年ハワリ此舊物也

古史成文百十七段小於是積羽八重言代主神云々此者坐宇

奈提出神奈備及葛城出鴨社神也同史百二小味鋸

高日子根命出御魂令坐葛木出鴨出神備出雲風土記意

戸云々所造天下大神命之御子阿遲須積高一日と有て同

子命坐葛城賀茂社此神之神戸故云鴨云々

傳百二十七段小諸書を引て一言主神と申え、まゝ味鋸高

日子根神と申え、共小言代主神の亦名を事此由を細

密小云、れて即其次小此鴨神社を引出たり、かくて社傳

と古史成文の文と圖ら、次符合るハ甚も一奇一妙

なる事をり、故今ハ此葛城社を鴨神社とハ定云る

にぞ有、る、其上天文廿二年、弘治三年、寛永十四年等の

棟札、今尚存るを、縮寫して次小出せり三代實録ハ賀茂

の一言主命小坐ハ、いハ、ある事に、甚いぶ、一思

ひ居り、仲哀天皇紀ハ、神功皇后ハ、言代主神ハ、憑坐

て、於天事代於虚事代玉籤入彦嚴之事代主神と名告り

賜へり、是によりて、天神とも稱、白セるに、おそし心づけ

り、さまじ古史傳小引、るに、賀茂大神とあり、如此て今此

り、り、る本もあり、り、り、尚後人、く考てよ、

加茂社ハ、加茂御祖皇大神宮御幸記小、建長六年十月云

云、神領御所、今度社家、沙汰也、去年二月御寄進御領、讚岐

國鴨郷、祐俊可子孫相傳之由、被下、宣旨云々、と有、に、よ

れ、建長六年より後、新小勸請を志し、を、此、なる、意、し、く

下加茂小縁、ある社の祭神を、別

雷命といへる説をか覺束、る、

棟札、あまご、あれど、文字、此、明、り、を、の、し、出、せ、り、

備、次、キ、る、天文、の、ハ、豎、二、尺、六、寸、余、横、三、寸、七、分、

鴨葛城大明神 鴨村行者 奉建之鳥居一字 福家甚矣安光 天久廿二年八月吉日

奉本社 弘治三年 鴨葛城大明神 一字 弘二 弥十郎 己八月吉日

豎三尺横四寸三分ヨリ二分

神谷神社

延喜神名式云讚岐國阿野郡小神谷神社

三代實錄云貞觀七年冬十月九日丁巳讚岐國從五位下

神谷神授從五位上同十七年五月廿七日戊申授讚岐

國從五位上神谷天神正五位下增階此事總て鴨神社と

位小あり給り斯て次小引る永祿十一年の棟札に正二位と有ハ彼永徳元年より後二度加階有しを此ありむ

神社ハ松山郷神谷村神谷と云所以有て土人ハ五社大

明神と稱ふ生駒記廿四社名目式社考全讚史等同

社傳小云弘仁三年阿刀大足鴨神社のガ勸請なり云々社傳小阿

登宿禰大足と有と同人小て空海ガ伯父なり

祭神天神立命讚留靈記附錄式社考一座と次或云金山彦命式社考或

又ハ奥津姫命生駒記社記又相殿ハ春日大神四座を祀る

故五社大明神と云社記式社考廿四社名目全讚史此祭神春日四神を

おきて三神の内いりまとも定かると三代實錄貞觀十

ハ神谷天神とあれハ天神立命をらむ久此神ハ舊事記

神代本紀小高皇產靈尊兒天神立命と見えとせハあり又神

名式丹後國熊野郡小神谷神社見也

考證

神社ハ神谷村の山麓小神谷と云甚清き谷川小浴てあり斯て古より耶の異説あり事をきう以且社殿をいま

だ火災小を罹らざるにや古き棟札數多ありされど文
 字磨滅て見えざるを此多し社記小長寛元年の棟札有
 け消たる内小有う又寛正元年今分明小見ゆるを此ハ
 のハ後世小とのセ一物あり奉再興正一位神谷大明神云々永禄十一年云々とある
 一枚のこ此神の正一位加階此事ハいまだ書にハ見え
 ざれど當時既小正一位とる事の證とも爲すまう、
 棟札是れこあらば官中ハ數多ありれど文
 字さざらざらざら物ハいどさず、
 堅三尺一寸横三寸三分

天下泰平國土豊饒
 上棟奉再興正一位神谷大明神御寶殿上書之事

天下泰平國土豊饒社頭藝昌卯年自在山下區堂五段成就諸願事
 奉行 勝之田增南 大空 八郎 村 銀治宗次
 永禄十一年八月吉日誌

次なるハ此棟札を石化墨ふてせりたる所、

天下泰平國土豊饒

奉再興正一位神谷大明

永禄十一年八月

連歌此卷

端書小圖の如く明應五年神谷社法樂と有、
 奥書ハ、二十八人此連名を載り、一宮

田村神社此長禄四年の壁書小、當社法樂之千句、田事
 神主権官一和尚致三方相論之間、於寶前取御闌云々、
 千句連歌料所之肯定置云々とあき、當時諸社小專
 ありし事と聞えこれ、今小其卷の傳りたるハ、本國

にてハ此社
此みきり、

明徳又中よりかへ

神皇正統記

しよ

宗室三

宗為一

元臣二

元親八

佐宗志

元心志

宗清六

元臣九

元親九

元親九

元親九

元親九

元親九

元親九

元親九

宗徳三
増吉上
元隆一
元資六
元資九
一〇七
宗徳一
増吉下
元隆二
元資七
元資八
一〇八

是ら此外おもれど、
さのいださず、

城山神社

延喜神名式云、讚岐國阿野郡城山神社、名神大

三代實録云、貞觀元年十一月七日戊午、授讚岐國正六位、

上城山神從五位下、同七年十月九日丁巳、授讚岐國從

五位下、城山神從五位上、此正六位上とハ、仁壽元年小叙

年ハ、從五位上おちし給へるより、永徳元年までハ、從
二位おちり給へり、次ちる粟井神社の条下お云るガ如
く、此仁壽元年ハ、大社并小名神の神ハ、無位と云
へども、從五位下を授け給へる由ちるに、此神のしら
ざるハ、當時まだ名神大小
ハちり給はざりしにや、

管家文草祭文部云、祭城山神、文為、讚岐、
守、祭ル之、

維仁四年歲次戊申五月癸巳朔六日戊戌守正五位下

菅原朝臣某以酒果香幣之奠敬祭于城山神四月以降涉

旬少雨吏民之困苗種不田某忽解三龜試親五馬分憂在

任結憤惟悲嗟虐命之數竒逢此愆序政不良也感無微不至
 伏惟境内多山茲山獨峻域中數社茲社尤靈是用吉日良
 辰禱請昭告誠之至矣神其察之若八十九鄉二十萬口一
 鄉無損一口無愁敢不蘋藻清明玉幣重疊以賽應驗以飾
 威稜若甘澍不饒早雲如結神之靈無所見人之望遂不從
 斯乃俾神無光俾人有怨人神共失禮祭或疎神其裁之勿
 惜冥祐尚饗菅家文章小ハ無損の上小一郷の二字を脱セリ今朝野群載小據りて補へり

神社ハ府中郷府中村城山ハ麓北谷ト云地小ありて土人北谷天神ト稱小廿四社考小在府中本村ト云全讚上史小在綾南城山東北谷ト見ゆ
 古ハ城山ト絶頂ハ有しを中古兵火小羅リレ故暫時印

鑰ト云地小移奉きたり事ハ有しより土人印鑰大明神ト
 ぞ稱り式社考小俗陰若大又或書小國人太内郡白鳥神
 社を東の明神ト云ひ城山神社を西の明神ト云り云々
 然を摩尼珠院ハ境内なる小社あり或ハ東坂元村の内
 三谷社ナリち生駒記云ハ皆非説なり
 社傳小云大足彦忍代別景行天皇ハ皇子神梯別命南海に
 住る大魚を誅討給ひ勲功に依て本國ハ國造小任ら
 れ給ふ故館舎を城山小造營て居給ひハ足仲彦天
 皇ハ八年九月十五日年百二十歳ハして薨給ふ於是祠
 を城山小建て其神靈を祭祀ル云々國府を此城山の麓

小定、給ふ時、府内鎮護此神と為し、以降代々此國司
 甚く崇敬ひ、又官よりハ神位を授奉り且名神の列小さ
 へ預らせ給ふ、仁和四年、國內大旱の時、當時此國司、菅原
 道真、朝臣、雨を此神に祈給ひ、忽大雨ふりて、萬民此
 感喜おほ々、九なら次、是小よりて、宮殿を追々廣大あり
 去ふ、貞治元年、細川兩家此争戦の時、軍勢境内小亂入り
 て、宮殿盡く兵火に罹りて、焼失より、其時漸く神體ハか
 りを印鑰と云、地に移奉り、小祠を構て祭り來さるが、何
 の頃小う有らむ、遂に今此社地小移奉る云々、全讚史、里人曰、城
 山西嶺有、神櫛主、廟、即式所、言、城山、神社名、神大是也、其礎
 石今猶存、見其礎、石而上古、壯麗可、想也云々、中古其社荒

廢近世遷之、城山、東邊、陰着、
 此謂、陰若大明神、と云り、

祭神、神櫛別命、社記、讚留靈記、附、一座、或ハ天照大神、廿四

廿四社、又ハ天御中主尊、式社考、廿四社考、されと正徳五年、此、藤

原、廣野、記小を、神櫛王、廟とあれ、或説ハ皆いら、を

白鳥、社を、東の明神と云ひ、此城山、社を、西の明神と云

御中を、れハ、國人の如此、稱、天照大神を、祀さる、いま、有

傳、た、るものならむ、
 登、れ、ど、天、御、中、主、尊、を、祀、さ、る、社、あ、る、事、ハ、を、さ、し、聞

次、な、む、猶、雲、氣、神、社、祭、神、此、條、小、も、
 云、る、事、あ、り、見、合、は、さ、し、

考證

中古殿舎盡く焼失し、社を、れハ、徵證ハ、な、る、を、と、寶曆此

神社帳小、府中郷府中村、印鑰大明神、舊號城山神社と有
て、今ハ異説ある事あり、猶社家福家氏小、城山神社記と
云、一卷あるを寫して次小出せり、

讚岐國城山神社記

讚岐之國有、名山焉、曰、城山、最峻且靈、能出雲興雨、其邑曰、
府中、屬綾郡、上有神櫛王廟、號曰、城山大明神、傍小祠者、合
祀其弟稻背入彦皇子、從子武鼓王、斯社之肇也、莫知自何
時、然載諸延喜式、其來久矣、讚之名神二十四社之一也、日
本書紀曰、大足彥忍代別、天皇立、稻日、大郎姬為皇后、后生
二男、曰、大碓皇子、小碓尊、是、小碓尊、亦曰、日本武尊、次妃五

十河媛生、神櫛皇子、稻背入彦皇子、其兄、是、讚岐國造之始
祖也、弟、是、播磨別之始祖也、又曰、日本武尊、次妃、吉備、穴戶
武媛生、武鼓王、是、讚岐綾君之始祖也、神櫛皇子、後稱、神櫛
王、勞以定國民、咸服其化矣、故歲九月九日、及朔望、嘉節尊
奉、而禋祀焉、生而正直、沒而神靈者也、威靈丕著、凡有禱焉、
捷於響應、尤淳樸之民、所素崇信也、易曰、雲行雨施、品物流
形、雨之有功於萬物也、如是、管丞相守於讚之三年、為仁和
戊申、國大旱、生民幾亡、管公迺禱諸城山神、其文曰、維、仁和
四年歲次、戊申、五月癸巳、朔六日、戊戌、守正五位、下管原朝
臣某、以酒果香幣之奠、敬祭于城山神、云々、神其裁之、勿惜

冥祐尚饗於是油然作雲沛然下雨邦人咸大抃悅謳吟是
 歲百穀蕃廡而民心和樂無有夭札疢癘之患也祭賽者吹
 鼓蹲舞曲既闋咸揖而大號曰願成也迄于今遺俗猶存焉
 斯神之有功德于國也甚大矣其事歷々載在國史故天下
 莫不知其靈也由是觀之讚之群望城山為最豈不欽其靈
 哉歷年久遠宮廟頽圯牆楹壞頽然里民窮乏無力於鳩工
 輸材而復其舊矣遂移於山下印鑰地立小祠以奉祀焉因
 稱曰印鑰大明神也云々主其祀者福家安清之後某因讚
 士人秋山氏遠齋舊傳記湮蝕漫滅者來乞文於余於是乎
 既為之記因悉次是語欲使後之覽者有所感焉而知愈益

不可不欽威靈也

正德五年歲次乙未三月既望藤原廣野謹書於綾小路館

鵜足郡阿野郡の西に隣る和名抄一、鵜足宇多利とあれ

本靈異記小ハ、鵜岳以作了共ハウタリと訓べ、まご管

家文草に、雨多と書り、所屬の郷九郷ありて、和名抄と

一郷とカ、多と書り、所屬の郷九郷ありて、和名抄と

飽七嶋此郡小隸り、

長尾和名抄ハ、長尾奈加乎と有、今も去り、所屬此

村々、長尾、東炭所、西炭所、造田、中通、勝浦、も有、六

ヶ村、栗熊、同抄ハ、栗隈久利久萬とあるを、今隈、宇を熊

あり、改、これど、尚、カ、ク、マ、と唱へり、栗熊、東、栗、

熊、西、富、熊、も、有、て、三、岡、田、同、抄、ハ、載、さ、る、ハ、い、ハ、今、ハ、

ヶ村、此、郷、に、屬、く、岡、田、寛、永、國、圖、ま、た、三、代、物、語、小、從、

へり、全、讚、史、小、ハ、此、郷、を、建、た、て、井、上、郷、小、隸、と、り、上、岡、

田、下、岡、田、東、岡、田、西、岡、田、を、建、た、て、四、ヶ、村、此、郷、小、屬、く、

井、上、同、抄、ハ、井、上、井、乃、倍、と、有、て、今、も、同、上、法、小、川、同、

軍、寺、下、法、軍、寺、總、て、二、ヶ、村、此、郷、小、つ、く、小、川、同、抄

小川乎加波と有て今も同じ東小坂元同抄小坂本
 川西小川をべて二ヶ村此郷小つく二村同抄小坂元
 あり今本字を元とも書り東坂元西坂元二村同抄小坂
 元川原真時を元とも書り東坂元西坂元二村同抄小坂
 長と有て今も同じ東二村西二村川津同抄小川津加
 西分をべて三ヶ村此郷に属く川津同抄小川津加
 今もあつり東川津西川津津野同抄小津野都乃と有
 毛屋て二ヶ村此郷小属く津野同抄小津野都乃と有
 網浦とあまハ古ハツツと唱ツ一著し東分宇多津
 土器土居総て四ヶ村此郷小つく三代物語全讚史等
 小土居を脱せり西讚
 府志小據て補つり

飯神社

延喜神名式云讚岐國鷯足郡小飯神社

播磨風土記云揖保郡飯盛山讚岐國宇達郡飯神之妻名

曰飯盛大刀自此神度來占此山而居之故名飯盛山上古

神社小座す神の現身に化て女小娶たまはる事此ま
 あり一がまて飯神ハ國魂小坐せハ其靈の現夫小を
 りて此飯盛大刀自といふ神に
 娶たまをりし妾と聞えとり

神社ハ飯山の麓小在て二村郷東二村小属土人飯の天

神と云讚留靈記附録小飯山ノ西表天神ト云云々大日

及綱目小東二村崇氏神云々廿四社名目小飯山麓

俗ニイノ天神ト云云々式社考小飯山ノ麓東二村

ニアリ飯天又別に坂元郷内小飯山大明神土人鷯殺

云社あるを飯神社と為るハ三代物語小飯山神社ま

飯山大明神非説あり

社傳をし此神社を鷯住王の廟比よしいへるハ謬あり

そハ飯山明神社傳ありまがふ屋らら次

祭神、飯頼彦命廿四社名目式、一座と次、是本國比國魂を、

齋祀多クまゝ事著明アキラカあり、神名式小、土佐國安藝郡小多氣神社

あり、是も彼國の國魂なるを、神名帳考證小、精古按古

蓋此、神欽、古事記ニ、柱、大神の、小、次生、伊豫之二名、嶋、此嶋

可考、云々、古事記ニ、柱、大神の、小、次生、伊豫之二名、嶋、此嶋

者身一、而有、面四、每面有名、故、伊豫國、謂、愛比賣、讚岐國、謂、

飯依比古、粟國、謂、大宜都比賣、土左國、謂、建依別、云々、大比

愛比賣、飯依比古、大宜都比賣、建依別、こハ、伊豫讚岐阿波

の如く聞ゆまじ、皆國魂の名ハ、有ハ、有ハ、猶己ハ、國土ハ、然

るを神櫛王廿四社、考、府志、また少彦名命生駒記、をといへるハ

い、就中少彦名命と為るハ、俗ハ、イ、天神と云るに

よりての事あるを、豊田郡萩原村不在、松井神社を土

彦名命といへる、又神名式に、若狹國大飯郡、大飯神社、ま

た石見國那賀郡、大飯彦命神社、といふを見ゆ、

考證

中古火災小、かゝりし社あれば、古證をしといへど、飯

山明神社を、別社と定まば、混ある事なし、

宇閑神社

延喜神名式云、讚岐國鶉足郡小宇閑神社、

神社ハ、區々の論ありて、何處とも定かゝれど、先岡田、

郷岡田下村小在上野八幡宮なりといひ、廿四社名目小、鶉

閑神社、岡田邑上

邑天神ト云、まゝ廿四社考小、宇閑神社ハ、岡田上村、八幡の社小崇奉ると云、り云々、又栗熊郷栗熊西村尾上、ちる、十二社権現社ありと云、かくて此十二社権現を、中古鶺鴒井権現とも、玉井権現と云、るに、考小、鶺鴒ノ井権現社有、是ヲ宇閑神社、又玉井権現トモ云、云々、まゝ生駒記、綱目等に、宇閑村栗熊の西也、崇氏神云、云、まゝ全讚史小、又津野郷宇多津村を、宇夫階明神、在栗熊西村云々、大日記一本小、鶺鴒足津ウブスナノ神云、社なりと云、云、式社考小、一説宇足津村宇夫階大明神ニアタルト、加に、うく不定、がたくおむ、モイヘリ云々、社傳、つまびら、うならず、一云、酒部益甲黒麻呂比勸請を、りと云々、

祭神も未詳あるハ武内宿禰と云ひ、上野八幡宮の社傳に、八幡大神小武内

宿禰を合祀せりと云、るハ、神名式小、因幡國法美郡宇倍神社と有、此社の祭神を、武内宿禰といへるに、よりの事、或ハ鶺鴒草葺不合命と云、いハ、或書小、鶺鴒井権現ハ、鶺鴒字よりの附會ある、を、しと云、り、さ、そ、あ、る、下、し、

考證

此宇閑神社ハ、ま、ち、く、の、説、あり、て、慥、ハ、定、が、た、く、を、む、然、ハ、あ、れ、ど、岡、田、下、村、あ、る、上、野、八、幡、宮、ハ、寛、永、二、年、に、棟、札、小、奉、再、興、宇、閑、神、社、一、字、云、々、と、あ、ま、い、バ、圖ハ、次、キ、ト、出、大、當、時、ハ、宇、閑、神、社、と、稱、志、し、事、の、證、と、も、為、ベ、キ、あ、り、今、上、野、と、書、く、ハ、少、一、い、の、な、れ、ど、豊、田、郡、の、於、神、社、を、栗、井、村、に、上、野、と、云、地、小、在、と、い、つ、バ、か、と、く、縁、あ、り、て、覺、ゆ、按、小、古、

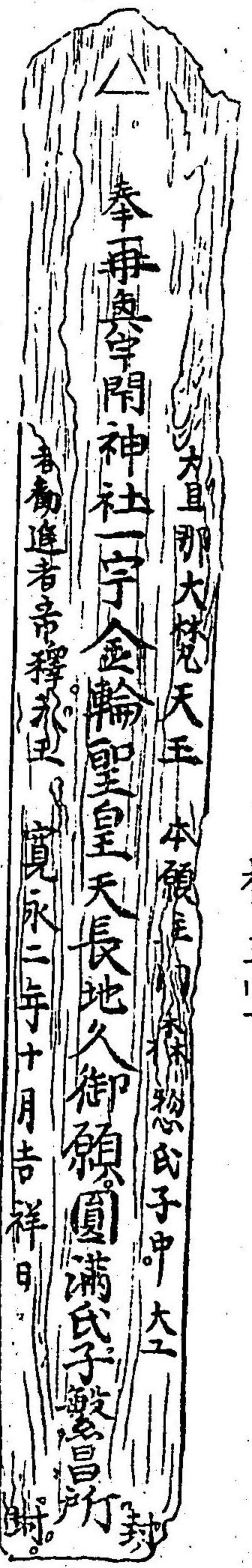
ハ宇閑神社と稱し、ハ幡大神を合祀し、ハ幡宮とも云しを、後ノてハ詞ハ野宇を誤、あてたる
 かりむ。如此て今ニ社地ハ邊を土人ウハノ原と云し、
 又栗熊村なる、十二社権現なりと云るを、熟々考ふる小
 今ノ社號ハ論ふにモ足らぬ事を、地名を尾上とい
 ひ、生駒記、綱目等ハハ大々ちハ宇閑村と有
 中古ノ社號
 を、鶺鴒井權現とも、鶺鴒野閑神社とも云。志由あまきハ、其尾上
 鶺鴒井、まゝ、鶺鴒野閑とモ、宇閑に通ハバ、十二社権現社を
 り、と云るモ縁ある。此社ハ事ハ、三代物語 鶺鴒足、小鶺鴒井
 權現、又云玉井權現、酒部益甲黒丸所謂城山長者是也、武
 鼓王四世孫綾真王子也、初憂家無井其居東北隅有栗樹

鶺鴒集于其上、一旦鶺鴒以足跑地、須臾清泉涌、夜中星映、祭々
 如玉光、因名曰玉井、居其旁者皆富、故名郡曰鶺鴒足、號郷曰
 隈玉、或曰粟隈云々、本文、文武鼓ノ鼓ハ、鼓字ハ誤、なれど、本
 國ノ古書ハ、盡ク鼓ト誤、來まきハ、今
 本ノ儘
 七月七日夜、益甲夢有神女、端現于井上、以水精
 圓徑五寸、予之曰汝謹立祠、而奉此玉、於是立祠乎其上、星
 光映射、故名曰星宮郷人仰之云々、と有て、舊社あり、今も
 社前に古き井有、玉井と云り、とぞ、如此て和名抄郷名
 部
 小栗隈の上に井上井乃郷あり、之此玉井より負る名、
 神名式攝津國嶋下に井於神社と云ありて、そこハ考證
 小宇野邊村ニ此社アリ、村号モト社号ニ出テ訛とある

ハ甚能似る事あり、さて此井上郷ハ今の上法軍寺下郷の内、富熊村小隣りたきと、尾上の社地より、大ク一里バウリも隔りたれバ、いり又三代物語法勲寺の条小法勲寺村、舊名玉井村、井上郷有讚留王墓云々、と有讚留王ハ武毅王、よて、御墓ハ即て下法軍寺村小有て、其前小社有を、讚王明神と云、又法勲寺跡の辺小玉井と云、古き井有よ、ちまきバ、此井より郷名をも、井上とハ名づけけり、考ふるに、井ノの約ヲあるをウに轉セバ、あるに、よりて考ふるに、井ノの約ヲあるをウに轉セバ、ウへとち、バ、宇閑神社ハ、此讚王明神の事にもやあらむ、又岡田郷を、和名抄小載ごるを思つバ、當時ハ此岡田郷も、井上郷小属し、小ヤ、これハ三代物語に、鷯井權現を、又云、玉井權現、或云、妙見權現ともあれバ、今岡田東村小在、妙見明神社、若くハ宇閑神、又宇閑を、海邊の約と志て、社をらむを、亦知、登ッラ、又、長寛勘文小、海神と有を、此海神ハ、神名式小、播磨國明石郡小海神社、と有を云、るあらむ、本書を見て、知べし、此海神を、し、本國の神をらバ、正五位下海神、水主神、已上讚岐、とあるが例をるに、已上の二字

なまき上、神水の二字の間、三字バ、かりの關字あるハ、播磨をどのの字の關とるに、をやあらむ、如斯て、此海神を本國の神とセバ、阿野郡、此乃生村の梅宮、八幡宮の事あらむ、此梅宮ハ、そと海宮小て、海神を祀まらむと、或書小云、るも、さる事ならむ、梅と海とハ、字形もよく似、つウ、メとウ、ミとハ、唱もよく似、と、其上社殿ハ、海上へ、りき出、る山上、よありて、其麓、此海邊に、玉姫の石舟、とて、船小似、とる石二、並てあり、是らも縁ありて、覺、引、て、宇多津村の、宇夫階明神社をらむ、と云、る説あれど、い、み、ト、き、非、説、を、り、此、神、ハ、三、代、實、錄、貞、觀、小、云、宇、夫、志、奈、神、と、有、を、乃、を、や、

上野八幡宮所傳、棟札、
 寸、横、三、寸、
 一、尺、二、寸、



那珂郡、鶴足郡の西に隣り、和名抄小、那珂奈加とあり、所
 と云、を載たり、されど此郷名ハ、郡内いづこにも無く、且
 小地名小ハ有、事をきり、故考ふるに、此郷名上ちる金
 倉の訓註、加奈久良をどしあり、ガ、加奈の二字を智、久
 良の二字を多、と誤さるにせやありむ、必ば訓註有べき
 字此郷名をせむあり、其上此郷を加、まハ、本國の郷数九
 十郷にあり也、菅家文章に、八十九郷とあり是を正しき
 にて、いづ小ハ智多の二字ハ、混入、たるその小て、元よ
 り郷名小ハありざる事を知、澄し、まハ類聚三代格元慶
 四年太政官符小、讚岐國那珂郡十郷、課口二千八十云々
 とも有、ふて、和名抄の、今本の誤、ある事ハ著明をせ、や
 然る小全讚史に、此智多と云、一郷を建て、津守、今津、元龜、
 塩屋の四ヶ村を隸たるハ、和名抄の誤、に、心づらざる杜
 撰あり、を、て此全讚史ハ、郷名此段ハ、誤、いと多きを
 加し、猶郷名此たりを考、合せてよ、如此て、元龜、府ハ此
 郡内に
 あり、

真野、和名抄又、真野萬乃とありて、今尚志々り、されど
 此郷上古ハ、神野と云、し事、神野神社の祭下に云

又、ッ、く、て、所、属、此、村、々、真、野、岸、上、生、間、買、田、帆、山、福、良、見、
 官、田、追、上、大、口、後、山、東、七、ヶ、村、西、七、ヶ、村、塩、入、新、目、山、脇、
 を、登、て、十、五、吉、野、同、抄、小、良、野、と、あり、て、訓、註、を、し、今、ヨ
 ケ、村、あり、シ、ノ、と、唱、へ、り、吉、野、上、吉、野、下、を、て
 二、ヶ、村、六、ヶ、郷、小、つ、く、全、讚、史、小、鹽、入、新、目、山、脇、佐、文、ま
 た、小、池、春、日、五、毛、本、目、を、と、云、る、を、此、郷、小、隸、た、る、ハ、例
 此、誤、小、松、同、抄、小、子、松、古、萬、都、と、あり、を、今、子、字、を、小、と
 あり、り、小、松、改、む、苗、田、金、毘、羅、榎、井、五、條、四、條、佐、文、を、登、て
 六、ヶ、村、此、高、篠、同、抄、小、高、篠、多、加、之、乃、と、有、て、今、も、同、じ、
 郷、小、つ、く、高、篠、東、高、篠、西、を、て、二、ヶ、村、此、郷、小、つ
 く、櫛、無、同、抄、小、櫛、無、久、之、奈、之、と、有、て、今、も、同、じ、櫛、無、垂、水、
 同、抄、小、垂、水、多、留、美、と、有、て、今、も、あ、り、垂、水、公、文、二、ヶ
 村、此、郷、小、属、く、全、讚、史、小、六、の、郷、内、小、與、北、を、載、た、り、
 木、徳、同、抄、小、喜、徳、と、あり、て、訓、註、を、し、今、キ、ト、ク
 北、木、徳、を、登、て、五、郡、家、同、抄、小、郡、家、と、あり、て、訓、註、ハ、
 ケ、村、此、郷、小、つ、く、郡、家、り、れ、ど、古、ハ、ガ、ワ、ゲ、と、唱、へ、し、由
 あり、今、ハ、ガ、ン、ゲ、と、云、り、郡、家、一、村、此、郷、小、つ、く、三、代、物
 語、小、原、と、云、を、載、た、る、ハ、原、田、の、混、ち、る、べ、し、さ、る、村、名

柞原カサハラ同抄小、柳原ヤナギハラとありて訓註あり、今柳字を柞と
 誤アヤマらむ、豊田郡北郷名小、柞田カサタと有アるを、今クニタと云
 バ、クニニバラをクニバラと云、るあらむ、又多識編灌木類
 小、柞木カサキ和名今按久志乃幾とあれバ、クシハラカサハラあるを、
 中府津森、今津塩屋、也カサハラ、金倉カネクラ同抄小、金倉とありて訓
 て九ヶ村この郷小つ、
 ラと唱へ来きり、古もあつ唱へらむ、此郷名必以訓註
 あり登き字あるに、無きハいうじ、上にも云、る如く、下
 なる智多の二字、郷名あらで、此訓註の四字をりし、
 二字小合て誤、るあらむ、尚那名の段を考ふべし、上金
 倉、下金倉、とて二
 ケ村この郷小属、

櫛梨神社

延喜神名式云讚岐國那珂郡小櫛梨神社

和名類聚鈔郷名部云讚岐國那珂郡櫛梨無久之奈之

朝野群載云神祇官謹奏云々、坐讚岐國櫛梨神云々、社司

等依遇穢神事崇給云々、全文ハ大麻神社の条下小引ケリ

永萬記云讚岐國櫛無社云々、全文ハ田村神社此条下小引ケリ

千手堂神名帳云讚岐國御坐正三位櫛無大明神此神の授位ハ

正史よ見えざといへども、仁壽元年小正六位上を授給へるあらむ、
入るあらむ、
漸シハ此正三位まで、進級有し、ならむ

神社ハ、櫛無郷櫛無下村綱目、式社考、廿四社考、讚留靈記附録、全讚史等小、在、櫛梨村

大日記一本小、在、櫛無山の半腹小有、土人オホミヤ皇宮大明神

と稱小、文明六年、名跡之圖と云、古文書小、櫛梨神社と皇宮ともあり、廿四社名目小ハ、櫛梨邑大宮大明

神ト云フとあり

社傳云大足彦忍代別景天皇二十三年神櫛命カミクシノミコト勅ウケタマヒを奉て

大魚を討給ひむして、土左、國より本國に移り給ふ時、御
船擲無山の麓に泊給ふ云々、大魚を誅給ひ一後、本國此
國造小任られ給ひ一ッバ、城郭を城山小築て留り給ふ
足仲彦オホツヒコ 天皇八年九月十五日小薨給ふ、國人遺命を奉
て、此山に廟を建て齋祀る云々、

祭神神擲別命カマツキ 社傳、廿四社名目、一座あり、或ハ武敷王タケツク 社

考と次、又天兒屋根命アメノイノネノミコト 三代物語、府志、廿四社考、全讚史、等同じ、と云るハ如何

あり、武敷王ハ神擲別命の御甥小座うへ、本國綾君此祖

なきバ、相殿などに拜祀せるならむ一、因云、或一説ハ、大

ハ、借字小て、古事記應神天皇の御歌此許登那具志惠具
志とある、具志と同一く、酒の意よて、酒を造まると小綴あ

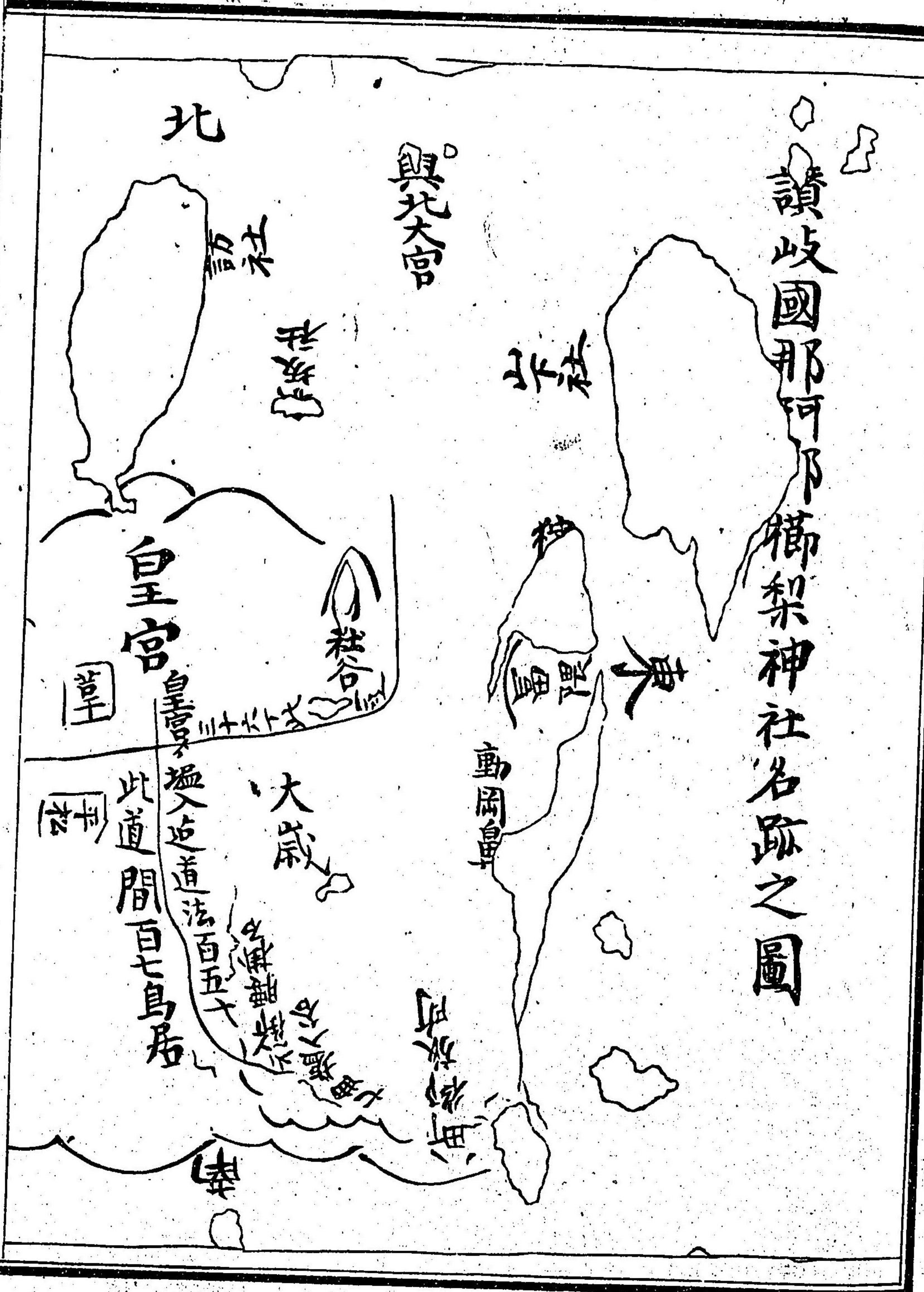
りし名義と聞えり、姓氏録小、此玉の後小、酒部、公此姓
氏を載たり、故、案ふに、郷名の擲無も、酒成をらむと云
るハ、然る事小、山田郡上田、井村小、由良神社と云、あり
て、土人の傳、ハ、神擲王の女、玉を祀まるとぞ、うて此
社小、名高き古甕二箇あるを、常ハ土中小埋置るを、大
早此時ハ、堀出て洗ハ、必ず驗ありて、雨降るとぞ、世
間小、是を由良の甕洗と云ふ、借其埋置る傍小、立た
寛政二年の碑、祠前有二壘焉、蓋言、上古神擲王釀酒之
器也、舊有二十壘、嘗埋祠傍地者、一見存者二矣、云々、あ
るも、古傳を記せりと見えて、縁あり、本國ハ古く傳ま
讚岐姓の系圖、神擲王より六代の後、小、油良、大人と云、
あまマ、女、王を祀まると云、傳ハ誤りて、必ず此大人を祀
まると云、又清瀧宮神名帳、讚岐國山田郡由良大
明神、まマ、千手堂神名帳、讚岐國御坐正三位由良大明
神をどし載せ、今現小古銅印ちども
傳りて、本國ハ稀なる舊社なり、

考證

擲無郷内小、擲梨神社ある事故、いさ、如此混ひ有を聞

代、されど中古ナカシ小ハ、専らモト皇宮オホミヤとの稱ナへ来れりト見ゆ、
 また神名帳考證小ハ、讚岐國中郡无量壽院由來記云、櫛
 無大歳大明神六ハ讚留靈記附と有ハ、郷内小櫛梨大歳
 此兩社あるを、統云、了シあらむ、生駒記云、神櫛命ハ、大宮と
 大歳命ハ、甲代ニ在り云、今社家秋山氏小傳、文明六年
 云、と有、ゲ現今もあリ今社家秋山氏小傳、文明六年
 書寫の、櫛梨神社名跡之圖、と云、一軸あり次小出せり、
 櫛梨神社名跡之圖、圖ニハ、皇宮とありを、圖の註小ハ、
 櫛梨神社とあり、當、時皇宮と云、
 即、櫛梨神社とあり、事の證、つ文明の頃、既、小皇宮
 稱シし、事をも知るべし、次、小出せりハ、證とあり、
 其所々をの、
 摹寫せりあり、

讚岐國那珂郡櫛梨神社名跡之圖



惣社

船磐

一事

大徳

行神

火七山



圖之註

一大歳社大麻社船磐社山下社赤坂社諏訪社皇宮
富畏社今北土惣社以平社并別社右記禄仁詳也

一八丁止波櫛梨神社御旅所方八丁仁定故名止須

一御掛石是仁桑神社御輿掛石也

是仁天奉神樂止云

一三六町境臺者櫛梨神社之社領也

文明六甲午年六月吉辰

右寫之

白玖氏伊義



軸うせてかし

神野神社

延喜神名式云讚岐國那珂郡小神野神社

三代實錄云元慶五年十一月十四日戊午授讚岐國正六

位上萬農池神從五位下この正六位上ハ仁壽元年に授け給へりまゝ小てことび從五

位下になし給へるなり、斯て永徳元年までより、正三位になり給へり、

和名類聚鈔郷名部云、讚岐國那珂郡真野乃、

神社ハ、真野郷真野村の南方、萬濃池北堤小在、土入池

宮と稱ふ、綱目、或ハ滿濃池之神ヲ云、由云々、式

中古にちと郡家郷郡家村の産土神野八幡宮と云、を神

野神社と定、とると、寶曆の神社帳及三代物語、府志、廿四

小ハ、近年郡家村氏神、八幡也、社名目、廿四社考等みる同じ、牛駟記

いふ、其實を不知、云々と見也、大なる誤あり、猶考證の

条下小、委細云、履し、全讚史、在、無水村、古傳、八幡大神也

幡宮、或ハ大宮明神社をも、神野神社をらむ、と、又吉野上村をらむ、

云、事えあれど、共ふ論ふも足らざるを、社傳云、むらし萬濃の池、處小、天の真井とて、清水湧出

所ありて、其邊、小美豆波乃賣命を拜祀、神野神社と稱

有しを、萬濃池築て、より池の渚、小移奉て、即池の守護神

とハ、崇奉了云々、

祭神、罔象女命、社傳、讚留、一座と次、或ハ天總日命、廿四社

社考、と云、ハ、何れ由ある事、小う、さだう、なら、次、矢野、玄

小載、たる、金燈籠の銘、一、神野、社大同三、二月立、加茂、神同

九月立、と有、に依、れ、ハ、山城、風土記、ち、丹後、國、神野、神伊

可古、夜日、女、神を、祭、ま、る、小ハ、あ、ら、う、ト、ウ、と、云、

きたる、と、縁、あり、げ、ち、れ、ハ、此、所、一、記、セ、リ、神名式、丹波

國、糸、田、郡、小、神野、神社、美濃、國、神名帳、小、土、岐、郡、從、五、位、下

妻、郡、正、六、位、上、神野、神、と云、を載、た、り、又、八幡、大神、を、り、簪、筆、録、と云、

る、ハ、神野、八幡宮、につきて、此、説、ち、る、を、し、全、讚、史、と云、

考證

此真野郷上古ハ神野郷と云しなり、鷓足郡造田村天川神
 社の舊記ハ、神櫛別命ノ遠裔、益甲黒磨ト云者アリ、那珂
 郡神野郷ニ住ス云々、此女能酒ヲ釀レリ、其味甘美ニシ
 テ斟トモ盡ルヲナク、且病ヲ治ス、孝謙帝ニ奏シ酒ヲ獻
 ルニ、帝大ニ賞シ玉ヒ、勅アリテ酒部ノ姓ヲ賜リ、酒部黒
 磨ト名ノリテ、神野郷ノ戸長ト稱ス云々、此の黒麻呂の
 宅址ハ、真野郷
東七ヶ村矢原正敬ガ屋敷地小テ、即正敬ハ黒麻呂ガ子
 孫トテ、代々此所ニ住テ、萬農池を守リ居リ、家小古畧古
 文書等、數多傳ハリテ、本國ニハ希キ舊家ナリ、家記ハ
 神櫛王三十五世、孫酒部黒麻呂、延暦十六年、春、神野東郷
 住ト有、東郷モカハチ、此
 屋敷地小チレリト云、されハ、孝謙天皇ハ御代の頃に

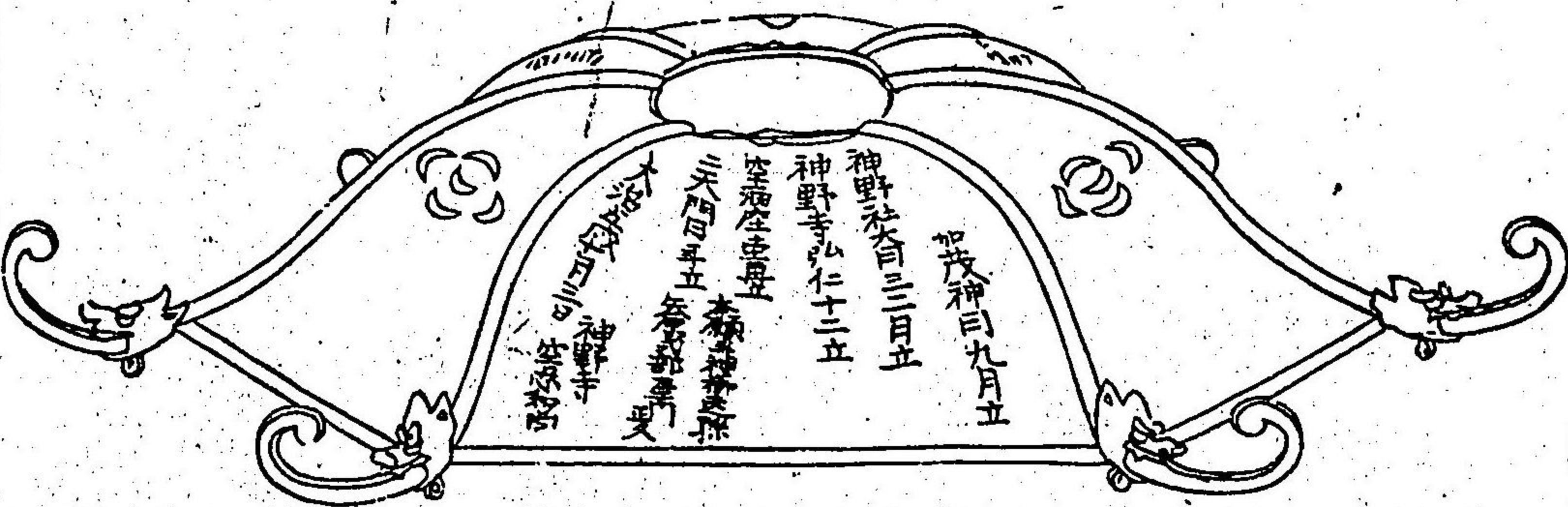
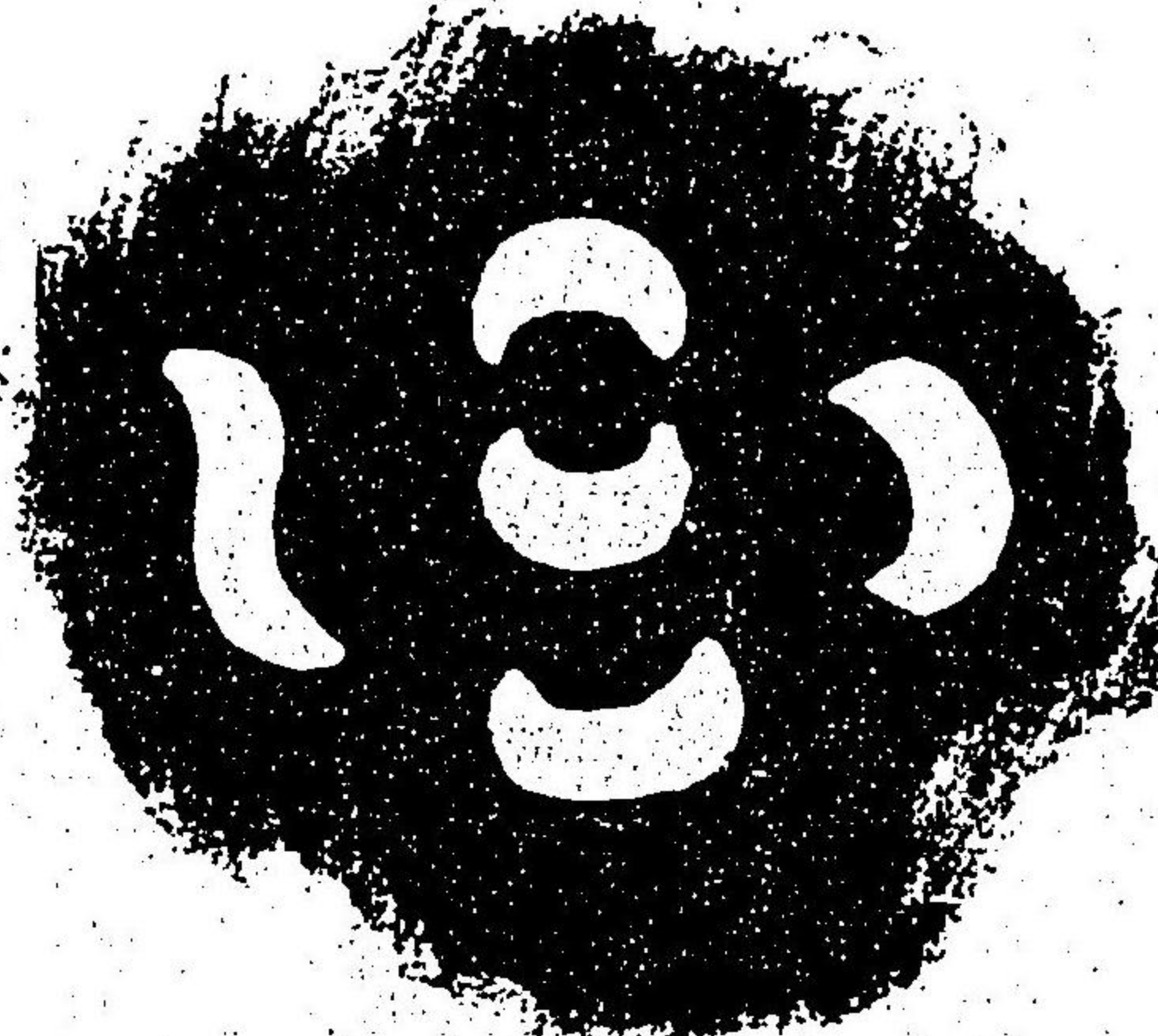
ハ、專神野郷と云し事志られ、今の如く改リシハ、
 嵯峨天皇の御代ニ頃ある、蓋シ、日本後紀ハ、延暦十
 八年六月己丑、從五位下甘南備真人真野觸、太上天皇、諱
 云々、太上天皇トハ、嵯峨、此れ神を真ト改レ例あり、又地
 名を之改レ例ハ、日本紀畧ハ、大同四年九月乙己、改伊豫
 國神野郡為新居郡、以觸上、諱也、上ハ嵯峨天皇ト有、是
 を申セリ
 らに倣テ、神野郷を真野郷ト改レ事、おして知る蓋シ、此
人名地、名ハ、皆改テ之れ、神、御
 名ハ、憚ラザリシ之ト見、加テ、真野郷小、神野神
 社ハ有、事ハ、多和郷小、多和神社、櫛無郷ハ、櫛梨神社、
 同、全、同じ事小テ、紛ハズ、元三代實錄

五、小萬濃池、神とあり、即ち神野、神ありを、池を守護れる
 方につきて、記せる故あらむし、此池のなま〜なら
 め事ハ、日本紀畧ハ、弘仁十二年五月壬戌、讚岐國言始自
 去年隄萬農池、公大、民少、成功未期、僧空海此土人也、山中
 坐禪、獸馴鳥狎、海外求道、虛往實歸、因茲道俗欽風、民庶望
 影、居則生徒成市、出則追從如雲、今離舊土、常住京師、百姓
 戀慕、實如父母、若聞師來、必倒履相迎、伏請、宛別當令濟其
 事、許之、寛仁四年小記セリ、萬農池、後、碑文ト云、このに、此
 池者、大寶年中、因守道守朝臣之所築也云々、とあり
 るに、よ、池バ、去のた
 びハ、再興もる、と有を思、且當時既に、真野と
 訓を、改り有し事をを知るべし、又和名鈔那珂郡
 郷名部に、真野

萬とあるを、これ登き事あり、また嘉元御領目録ハ、萬濃
 池、秦、と云、大とそ見ゆ、猶一の證あり、萬農池、監、矢原、
 正敬此人の事上ガ家藏ハ、神野神社の、金燈籠此蓋カサとハ
 小物ありて、神野社大同三二月立、神野寺弘仁十二立、云
 云、大の神野寺今ハ廢てちし、されど其跡神野神社より
 云、此方此山上、ありて、松樹あり、生茂り、この所
 を、土人カ、ン、ジト云ひて古
 瓦など數多ありがひてあり、また神野社再建、正治元二
 月十二日云々、と彫つけて、寛正二年の物なり、次ハ出せ
 るを見よ、

金燈籠の蓋、銅、小彫つけ、このり、本願主、矢原、正久、ま、こ、矢原、
 正信とあり、共
 に正敬ガ祖なり、

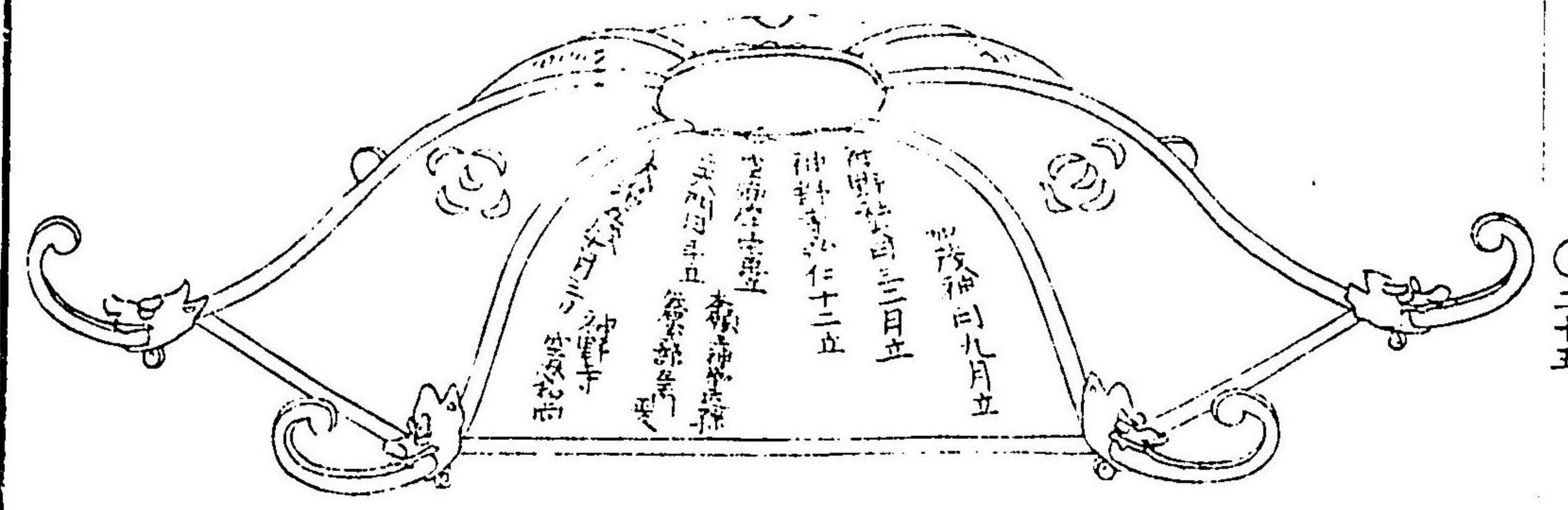
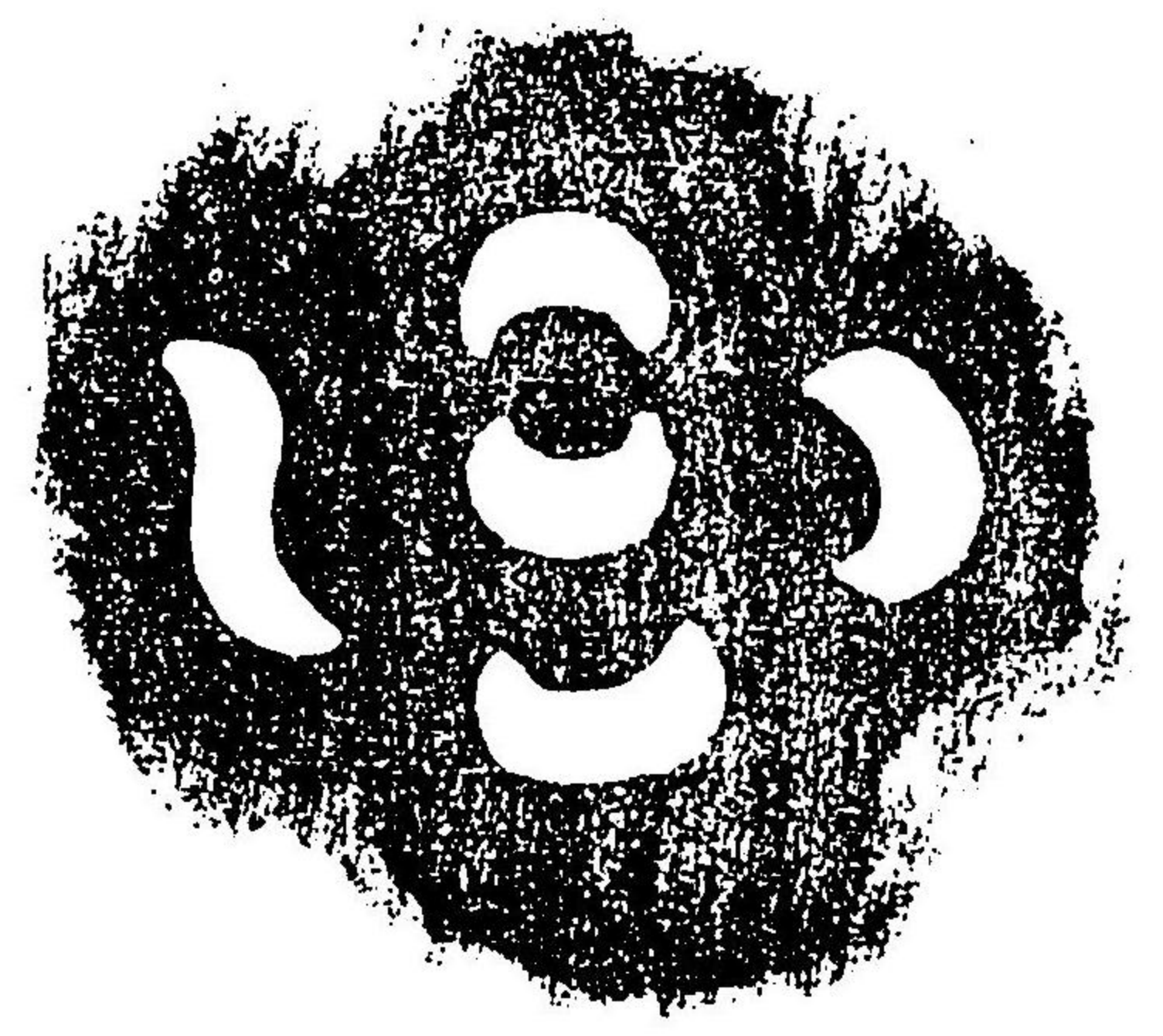
蓋高さ二寸八分
指渡し九寸六分
寶珠形ハ、闕け
失てなし、



正面の銘
石化墨小て
摺りたる所



蓋高さ二寸八分、
指渡し九寸六分、
寶珠形ハ、開け
失てなし。



〇二十五

正面の銘、
石化墨小て
摺りたる所、



加茂神同九月立
神野社大同三月立
神野寺弘仁五年立
本願主神節遠孫
大治五年七月三日
神野寺
六王忍和堂

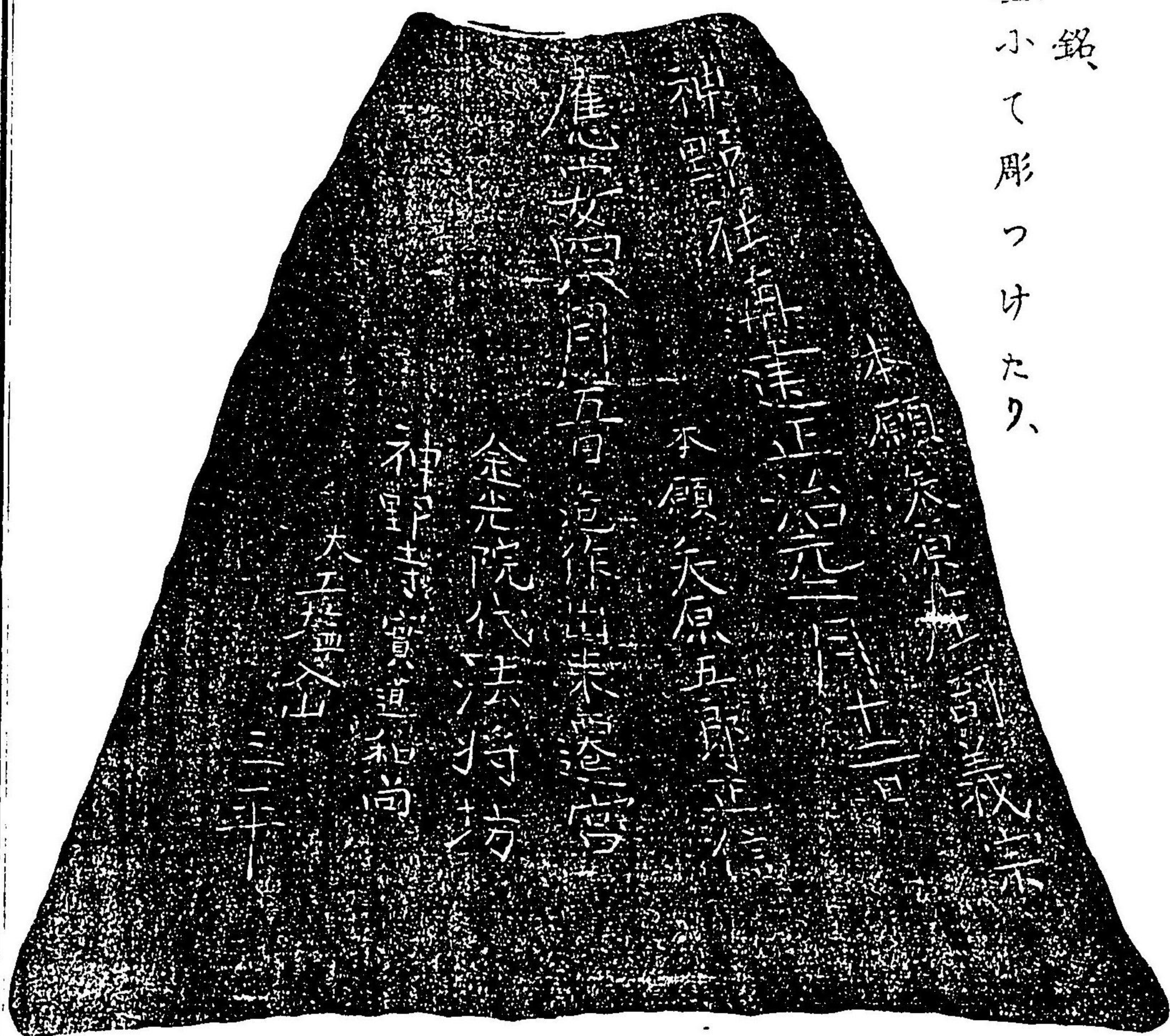
左面の銘
皆整ふて彫つけたり



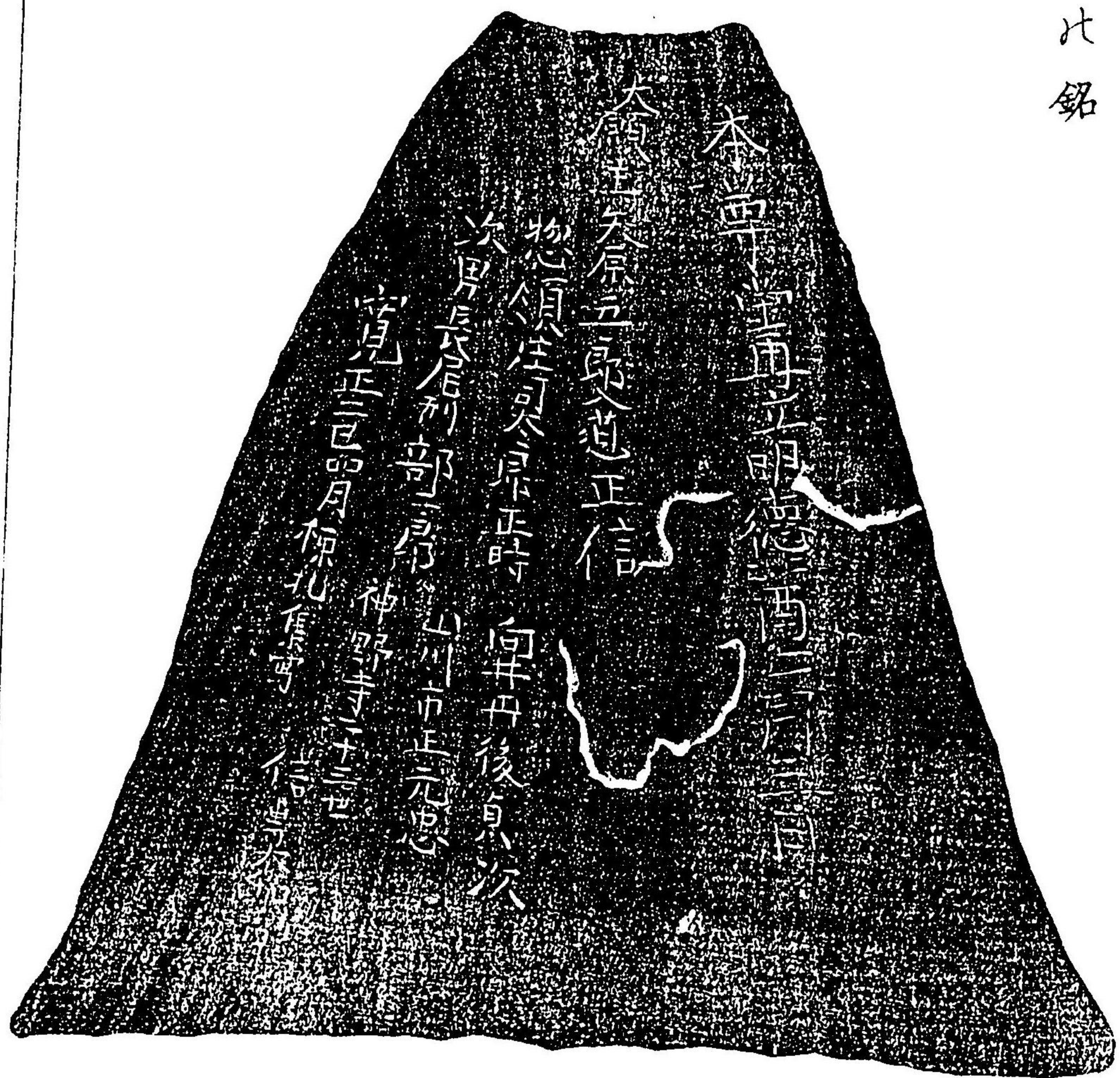
右面此銘



左面の銘
皆鑿ハ小て彫ハつけたり、



右面此銘



多度郡

那珂郡の西小隣了、和名抄小、多度と有、て訓註をし、所屬は郷七、郷あり、和名抄も志あり、

生野

同抄小、生野伊加乃とありて今も志あり、吉田、同所屬の村々、生野、大麻、をべて二ヶ村あり、

小、良田與之多とあり、今ハ良字を吉小改む、上吉田、下吉田、稻木、をべて三ヶ村此郷小屬く、全讚史小、稻木を

脱セ、葛原、同抄一葛原、加都、良波、良と有、て今も同じ、續

道福寺、新町、をべて中村、同抄小、仲村、奈加、無良とあり

六ヶ村、此郷小つ、吉原、同抄小、吉原與之波、良と有、て今

通寺、を登て二ヶ、吉原、同抄小、吉原、碑殿、山階、をべて三

ヶ村、この郷小つ、弘田、同抄小、弘田、比路、多とありて今も志

郷小屬く、弘田、同抄小、弘田、一村、此郷小屬く、全讚史小、山階

を此郷小、三井、同抄小、三井とありて訓註を、今ハ井

隸たり、與自方、を登て六ヶ村、此郷小つ、

如、此、て多度津、府ハ此郷内小あり

大麻神社

延喜神名式云、讚岐國多度郡小大麻神社、

三代實錄云、貞觀七年冬十月九日丁巳、讚岐國從五位下

大麻神授、從五位上、

日本紀畧云、延喜十年八月廿三日、授、讚岐國大麻天神從

四位下、從五位下、の加階の事、まゝ、從四位下までの間を

從四位下より、例の永徳元年まで、脱セシ、加、て此

朝野群載云、神祇官謹奏、天皇、我、御體、御、ト、部、等、天地

爾、ト、供奉、留、狀、奏、親、王、諸、王、諸、臣、百、官、人、等、四、方、國、乃、賓、客

之、政、風、吹、雨、□、令、是、事、聞、食、天、折、後、置、問、給、摩、止、供奉、須、御

ト、火、數、百、六、十、火、之、中、直、ト、百、十、六、天、ト、七、火、地、相、ト、六、火、

相ト十二火、神相ト八火、人相ト六火、相ト十二火、神相ト八火、人相ト二火、地相ト七火、以是ト、求坐伊勢國大神宮、御領、云々坐讚岐國大麻神、櫛梨神、大水、上神、田村神、云々社司等依遇穢神事、崇給遣使科中、穢可令後、清奉仕事、云云永曆四年六月十日、宮主正六位、上ト部宿禰行直、少祐ト部宿禰兼宗、

嘉元御領目錄云、讚岐國大麻社、頼俊朝臣、云々

千手堂神名帳云、讚岐國御坐、大麻大明神、

東寺文書抄、元本を縮寫して抄出せり、

讚岐國善通寺可司等解申

右寺古此所法大師、序光祖無此所、
誦也、

善通寺政所

天喜四年十二月五日

證成大行事

住僧立判

大麻大明神

大法師立判

雪氣明神

大法師立判

塔立明神

大法師立判

善津明神

判

傳地子、今、任、記、部、法、所、又、互、地、可、并

く人おのり

勤洛使後 在初

惣文因造後 在初

此古文書小載たる五社ハ、皆多度郡の内と聞、證成、大行事と云、熊野大神を佛徒ハ如此稱セリと聞、此郡内中村、生野、伏見等の所々小、熊野權現此社あり、是ハ何をさせる小、善通寺小近、中村あり、大麻ハ、論、ちし、雪氣ハ雲氣の誤り、猶彼条下を見、了べし、塔立今さどららざ、吉原村小東西明神と云、あり、其ちらむの説あり、此神正月勸請神名帳と云、そのにも載す、燕津ハ、西白方村の海濱小、カブラツと云、河に小祠あり、必だそれらむ、此燕津ハ、三代實録小、賀富良津神とありて、從五位下を授、ま、り、然るに全讚史善通寺の段小、塔南有、豫章大樹其下有、五社明神祠、曰、大年、曰、大麻、曰、雲氣、曰、加富羅津、曰、廣濱、是

皆近村所在之名祠、誕生院之所祀也、因近祠之於此也、と云、ことを見ゆ、

神社ハ、生野、郷大麻村小屬、琴平山の續、大麻山小在、生

記、綱目、式社考、及廿四社考、讚留靈記、附録、廿四社名目、大日記、一本、全讚史、等皆同ト、

社傳云、神擲皇子、本國小下り給ひ、一時、此神社を崇奉、

忍山、彦根を、祭を主ら志む、白鳳十一年、の此忍山、彦

根の齋、穂積宿禰、鷄麻呂と云、小人、彦火瓊々杵尊、及供奉

此三十一神を配せ、祀り、各其神像を作りて、安置奉る云

云、阿波國川、田村名蹟志と云、書小、率地、社祭神二座、天、富

孫也、云々忌部ヲ慕ヒテ、率地ニ住居シ、賜ヒテ、云々忌部、

社、是、棋社、未、社等御建立有テ、率地明神ト奉齋、從夫讚州

ニ趣キ、賜ヒ、大麻江ニ、天、太玉、命ヲ勸請シ、御一類社務ト

シテ、讚州ニ忌部御再興アリ、那賀郡高篠邑ニ遷坐シ、賜

此處ニ於テ神去リ賜フ云々と云、こゝに見、こゝり、此傳ふ
據らバ、大、麻、神、ハ、驚、住、王、の、勸、請、と、聞、え、て、甚、珍、し、き、傳、ふ
れ、バ、此、社、傳、の、条、下、よ、ハ、記、載、つ、か、く、て
大、麻、江、の、江、ハ、村、々、里、々、の、誤、ら、む、

祭神天、太玉、命式社考、廿四社名目、一座と、次、相殿、小彦火瓊々杵尊

を始、奉り、供奉の三十一神と、總て神體三十二軀ま、次、今

宮中三方、小置奉りて、大小の神、躰、いと虫バ、い、と、る、ガ、凡

三、十、四、五、軀、も、あり、本國の神社、小、神、躰、の、如、此、バ、ラ、と、數

多、ある、社、ハ、日本紀、畧、延喜、十年、小、大、麻、天、神、と、有、む、由、ら、る、事

有、大、と、ま、し、日本紀、畧、延喜、十年、小、大、麻、天、神、と、有、む、由、ら、る、事

なり、又神名式石見國郡、賀、小、大、麻、山、神社、何、ま、の、神、を、祀

ら、ま、た、阿波國郡、野、小、大、麻、比、古、神社、國、人、谷、千、生、安、房

書、小、天、日、鷲、命、此、次、小、大、麻、比、古、命、と、載、と、る、小、つ、き、て、此

社の祭神を、即、それ、なり、と、云、ら、ハ、論、なき、小、似、と、ま、ど、此

家系、真、偽、未、決、此、書、な、れ、バ、猶、祭、神、ハ、也、云、と、見、ゆ、全、讚、史

に、此、祠、以、大、狹、彦、命、大、狹、媛、命、爲、主、也、云、々、と、有、ハ、何、小、據
て、云、ら、小、う、例、此、お、が、つ、う、な、し、

考證

大、麻、村、大、麻、山、の、麓、小、有、て、古、今、異、説、あ、し、神、體、の、外、古、木

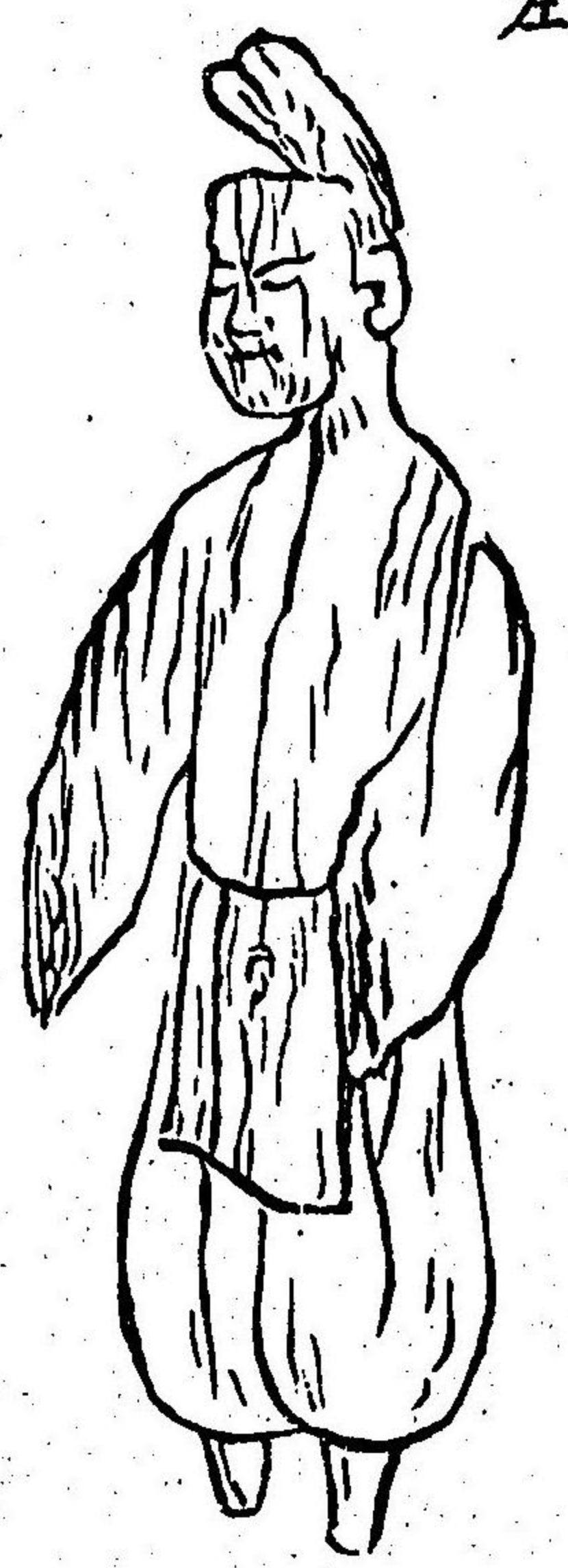
像、二、軀、あ、り、古、ハ、此、像、を、御、門、小、安、置、と、り、し、を、甚、古、是、も

白、鳳、年、中、鷄、麻、呂、ガ、作、き、る、ち、り、と、ぞ、其、圖、を、次、小、出、せ、り、

今、御、門、の、左、右、小、安、置、と、る、も、古、麻、を、ま、ど、宮、中

古木像

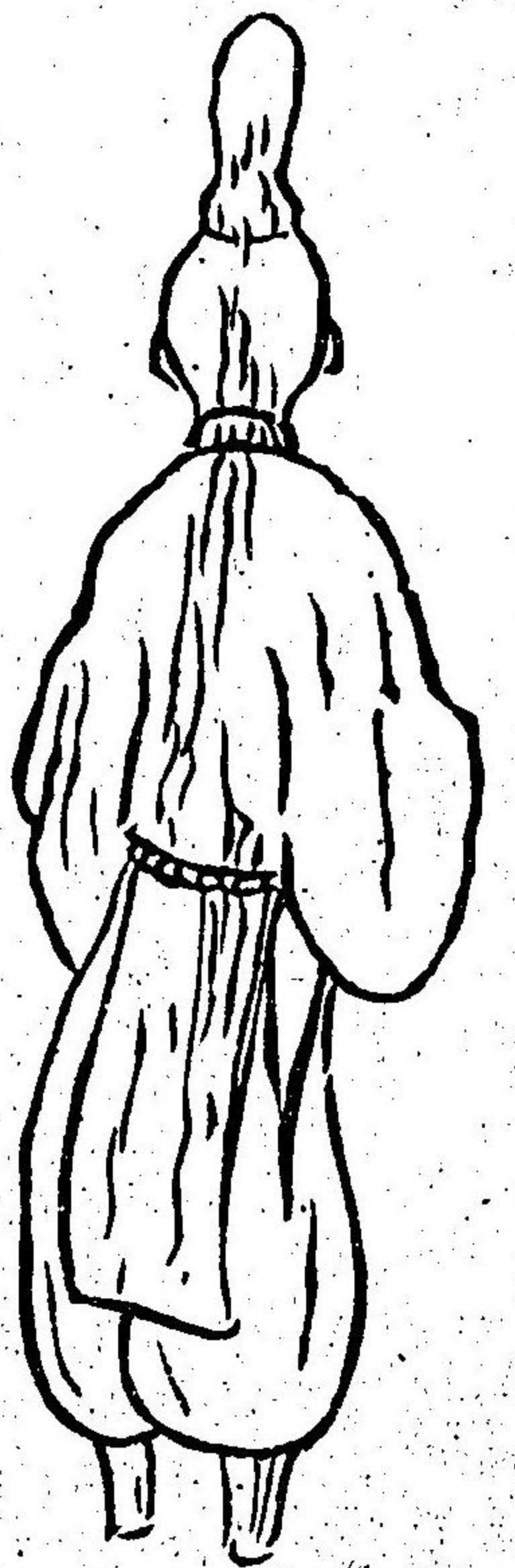
長、五、尺、五、寸、バ、ウ、リ



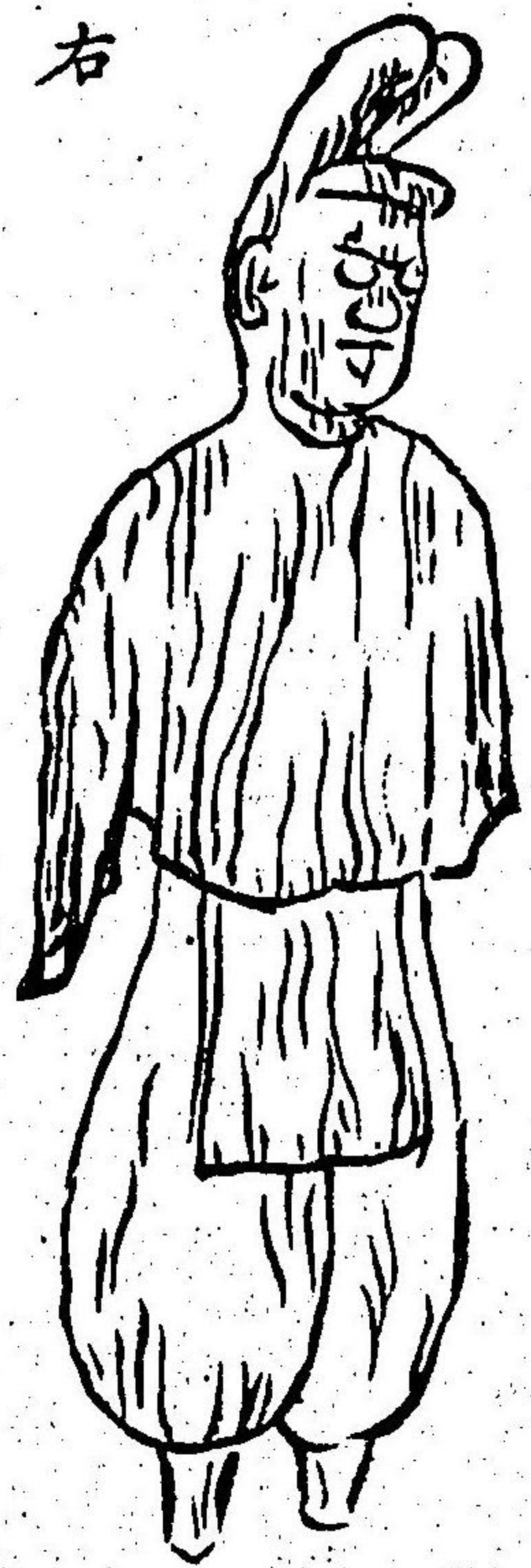
左

是世俗不隨
身また門守
と稱るその
かり此像を
見ても舊社
たる事を知
るべし

右の背



右



雲氣神社

延喜神名式云、讚岐國多度郡小雲氣神社

三代實錄云、貞觀元年己卯春正月七日甲子詔以讚岐國

從五位下雲氣神列於官社

同年三月廿二日授攝津國雲氣神從五位下又つづるを神名

帳考證、小、按、攝津、當、作、讚、岐、雪、當、作、雲、と、云、る、ハ、神、名、式、等、
に、撰、津、國、小、さ、る、神、の、見、え、ざ、る、よ、り、思、ひ、つ、き、し、る、強、言、
なり、雪、と、雲、と、ハ、字、形、ハ、似、と、れ、バ、さ、る、去、と、な、れ、ど、
と、撰、津、と、讚、岐、と、ハ、字、形、異、な、れ、バ、誤、れ、り、し、も、思、ハ、さ、れ、
其、上、正、月、小、既、に、從、五、位、下、と、有、小、又、從、五、位、下、を、授、奉、る、
と、い、へ、る、も、い、く、な、り、然、る、小、西、讚、府、志、一、正、月、七、日、云、
云、此、段、を、引、ず、て、三、月、廿、二、日、此、段、な、る、雪、氣、神、を、引、出、て、
本、國、の、雲、氣、神、小、あ、て、た、る、ハ、い、く、ト、き、非、説、を、り、さ、れ、
太、麻、神、社、此、條、下、小、引、る、東、寺、文、書、抄、天、喜、四、年、此、讚、岐、國、
善、通、寺、所、司、等、解、申、小、雪、氣、明、神、と、あ、る、小、を、れ、バ、本、國、の、
雲、氣、も、雪、氣、な、る、と、ハ、思、へ、ど、文、延、喜、式、及、三、代、實、錄、等、
小、ハ、正、一、く、雲、氣、と、あ、れ、バ、文、書、抄、な、る、も、誤、ら、む、尚、と、
く、考、ふ、
同、二、年、五、月、廿、日、己、巳、讚、岐、國、從、五、位、下、雲、氣、神、列、
於、官、社、元、年、正、月、小、既、小、官、社、小、列、ね、給、つ、る、を、再、
如、此、あ、る、ハ、つ、と、い、ハ、ぶ、つ、し、是、ハ、授、從、五、位、上、
な、し、有、一、が、紛、き、つ、つ、ら、む、又、那、珂、郡、高、篠、村、の、雲、氣、八、
幡、宮、此、社、傳、小、同、村、の、内、小、雲、氣、社、と、云、ガ、有、一、よ、し、ま、
バ、この、雲、氣、神、二、座、の、内、一、座、ハ、此、高、篠、村、の、な、る、と、さ、れ、
と、神、名、式、小、載、ざ、る、社、な、ま、バ、列、官、社、と、あ、る、小、う、な、ハ、

尚とく考ふ

神社ハ、中古廢絶てなると志を、寶曆四年、領主京極家

とて再建られたるが弘田郷弘田村小在、西讚府志小相

ニシテ云々、天正年間、雨霧落城ノ時、兵火ニカ、リ、殿宇

悉ク焼亡、雲氣ト云、地ノ名ノ殘リシヲ、宝曆四年、先

公再興シ、至ヒ云々、式社考小、此御社、弘田村在、長曾

我部、兵火焼失而久絶矣、社跡破壊、不詳、改尋、旧地、宝曆五

亥、年、國主京極高矩公、鳥居、或説小、琴平山小坐、次、金刀

雲氣神社、額建立、云々と見ゆ、或説小、琴平山小坐、次、金刀

比羅神宮なるむ中も云、リ、此社号中古金毘羅權現、ウツ

明治元年七月、勅有、てウク改給、リ、生駒記、綱目等、

金毘羅權現ハ、讚州二十四社ノ内、多度郡雲氣神社ト有、

ハ、蓋此社成、ベシ云々、誠、象頭山ハ、總名を大麻山ト云、

東北ハ、今も大麻山といひて、大麻神社あり、西ハ、麻村ト

云、麻部神社在リ、此山ノ形象ノ頭ノ如ク成、を以、山号ト

次、然るに、常小雲霧覆ふ、爰を以、見れば、雲氣神社ト云、

らむ云々、ま、香川氏、家記小、金毘羅大權現ト申、奉るハ、

出雲ト異名同神、小、地神五代葦、不合、尊、八十三、万五千

七百、七年ノ御時、小、當リて、西域小、於て、釈尊、佛法を弘、

給、ひ、外道、障、碍を成、リ、リ、小、於て、釈尊、佛法を弘、

給、ひ、リ、リ、小、於て、釈尊、佛法を弘、

給、ひ、リ、リ、小、於て、釈尊、佛法を弘、

給、ひ、リ、リ、小、於て、釈尊、佛法を弘、

徳の兩郷ありて、間遠りればいかにあり、また西白方村
ある熊手八幡宮ならむと云、説あり、又室曆五年小寫
せり、善通寺此圖、彼境内と云、北十丁バウリ此所、雲
解神社と記せる社あり、是ハ今の中村なる熊野神社に
あた縁あり、

社傳ハ、中古神社ハ、廢絶て、なかてしほや此事なれば、

曾てあれ事よし、金刀比羅神宮の社傳ハ、正殿小座次、大

相殿小ま、崇徳天皇の神靈ハ、永萬

元年七月、勸請奉る云々あり、

祭神、天御中主尊と云、式社考、廿四社、水波女命と云、

式社考、廿四社名目、西讚府志、また大己貴尊と云、

記、如此て水波女命、及閻竈高竈と云、ハ、雲氣の社號小

とて此説り、又大己貴尊と云、ハ、金刀比羅神宮此祭神、

大物主神よりうつまらり、既小大己貴命あり、又天御中

主尊を、拜祀れる社と云、ハ、古ある事を聞う、已さきに

神奉祀の神社所在辨、天御中主

考證

雲氣と云、社號小よれば、何となき、田野小有、私田村、又高

ちり、田野、藤村皆廣、

高山なき、社號小ハ縁ありて聞き、確なる證もあ

れば定か、

三野郡、多度郡の西隣、和名抄、三野美乃とありて

ハ、郷ありて、和名抄と一郷違、久然るに三代物語、小大

見神田の二郷を載て十郷とせり、又全讚史、西讚府志等

小ハ、財田郷を載ざらハ、和名抄ハ、據るそのあり、りて
神名式今本小ハ、多度郡の次ハ、川田郡を載せ、其次ハ、此
郡を載せ、れど、川田ハ、西、尾を、豊田郡の事を載せ、此郡
此次ハ、載りて、まかり、を、置て、郡の次第ハ、和名抄ハ、より
て、如此改、
置けり、

財田、和名抄ハ、見之、才、當時ハ、大野、ト、小属たりし、
三代物語ハ、財田、郷、和名抄ハ、熊岡、ト、有、全讚史ハ、
熊岡、郷、小、東、財田、西、財田、ト、云、を、載、れ、共、小、地、理、を、
知らざら、誤、あり、加、て、全、讚、史、西、讚、府、志、ハ、此、郷、を、
建、ざ、れ、ど、今、ハ、生、駒、家、村、々、明、細、帳、三、代、物、語、等、小、據、て、
一、郷、小、建、つ、こ、ハ、阿、波、國、美、馬、郡、祖、谷、を、三、所、權、現、
比、金、口、の、銘、小、讚、州、財田、庄、中、村、如、意、福、寺、元、應、二、年、六、
月、日、と、あり、又、郷、内、上、村、鉾、八、幡、官、比、社、人、官、時、康、博、
え、た、る、萬、治、三、年、の、記、録、小、財田、郷、本、村、云、々、ま、と、財田、
郷、八、幡、官、を、ど、所、々、に、記、せ、る、事、あ、る、小、て、り、知、る、べ、し、
如、此、て、上、村、中、村、西、村、勝、間、同、抄、ハ、勝、間、加、都、萬、と、あり、
此、三、ヶ、村、此、郷、小、属、く、勝、間、同、抄、ハ、勝、間、加、都、萬、と、あり、
上、麻、下、麻、佐、股、神、田、羽、方、を、て、七、ヶ、村、此、郷、小、つ、く、三、
代、物、語、西、讚、府、志、等、小、上、麻、以、下、の、村、名、を、載、ず、て、首、山、

加茂、友、信、大、村、等、此、小、地、大、野、同、抄、ハ、大、野、於、保、乃、と、あ
名、を、載、た、る、ハ、い、う、し、大、野、り、て、今、も、然、り、上、大、野、下、
大、野、を、登、て、二、ヶ、村、此、郷、小、属、く、西、讚、府、志、ハ、此、郷、内、に、
上、村、中、村、西、村、を、載、し、る、ハ、財田、郷、を、建、ざ、る、故、を、り、又、
全、讚、史、ハ、大、野、路、長、野、入、日、を、と、高、野、同、抄、ハ、高、野、と、
云、小、地、名、を、載、た、る、ハ、み、だ、り、な、り、高、野、同、抄、ハ、高、野、と、
レ、今、夕、カ、ノ、と、唱、へ、り、上、高、野、下、高、野、竹、田、總、て、三、ヶ、村、
こ、此、郷、小、属、く、全、讚、史、ハ、佐、股、麻、村、ま、と、長、瀬、黒、崎、原、内、
等、の、小、地、名、を、載、し、本、山、同、抄、ハ、見、え、て、訓、註、を、り、れ、ど、今、
た、る、ハ、違、へ、り、モ、ト、ヤ、マ、と、唱、へ、り、古、も、然、り、今、
む、本、大、村、岡、本、寺、家、を、登、て、三、ヶ、村、こ、の、郷、小、つ、く、全、讚、
史、ハ、上、大、野、下、大、野、を、此、郷、内、小、載、し、る、ハ、い、と、誤、り、
ち、比、地、同、抄、ハ、熊、岡、久、萬、手、賀、と、有、こ、れ、を、り、今、郷、内、の、
り、比、地、産、土、社、を、熊、岡、八、幡、官、と、稱、り、さ、て、比、地、と、改、り、
レ、ハ、年、月、詳、ち、ら、ず、比、地、比、地、中、比、地、大、村、笠、岡、を、て、
四、ヶ、村、此、郷、小、属、く、全、讚、史、ハ、此、郷、小、東、財田、西、財田、を、
載、せ、又、石、野、田、口、六、石、等、の、小、地、名、高、瀬、同、抄、ハ、高、瀬、多、
を、も、載、た、る、ハ、例、の、み、か、り、ち、り、加、世、と、あり、て、
今、を、同、じ、上、高、瀬、下、高、瀬、新、名、大、見、原、松、崎、を、て、七、ヶ、
村、此、郷、小、つ、く、全、讚、史、ハ、田、井、乙、田、片、上、打、上、の、小、地、名、

を載、託問、同抄小、託問と有て、訓註ハカクれど、今にク
たり、託問、クマと唱、来まり、古も然唱、レありむ、三代
實録に、託磨小作る、又和名抄小、肥後國郷名小、託麻多
久萬とあり、託問、吉津、香田、家浦、仁尾、大濱、箱浦、虫里、積
浦、もて九ヶ村、まゝ粟嶋、志
志嶋の二嶋を、此郷につく、

大水上神社

延喜神名式云、讚岐國三野郡一座小大水上神社、

三代實録云、貞觀七年、冬十月九日丁巳、讚岐國從五位上

大水上神授正五位下、同十七年五月廿七日戊申、授讚

岐國正五位上、大水上、天神正五位上、元慶元年三月四

日乙巳、授讚岐國正五位下、大水神正五位上、正六位上、

までの加階の事、史小脱せり、見之、斯て貞觀十七年
の条下の、大水上の上、字下と改べし、元慶元年の条下の

大の上比下、字ハ上の誤なり、ク、水の下小上、字を脱
せる、又正五位上とハ、從四位下の誤なり、む、既小貞觀
十七年小、正五位上ハ、授奉まるとの、を、去、に、至りて、又
同位を授奉る事、い、ク、なる、故、改、べき、ク、さ、ル、と、古、史、成
文、小、大、水、上、神、亦、名、大、水、神、と、有、小、由、ありて、聞、ウ、ま、き、バ、モ
と、り、上、字、を、脱、せ、る、小、ハ、あ、ら、ざ、る、ウ、又、ハ、こ、の、大、水、上、
神、社、の、事、ハ、あ、ら、で、去、と、に、大、水、神、と、云、グ、有、て、そ、れ、の
事、ク、さ、ル、バ、階、級、の、去、と、に、も、さ、な、し、げ、な、し、諸、此、神、位、先
志、バ、ら、く、正、五、位、上、と、し、て、永、德、元、年、ま、で、一、ハ、從、一、位、ま
た、大、水、神、と、有、を、此、神、の、事、と、し、て、加、階、從、四、位、下、と、せ、
給、り、

朝野群載云、神祇官謹奏云々、坐讚岐國大水上神云々、社
司等依遇穢神事崇給云々、

神社ハ、勝間、郷羽、方村小有て、生駒記綱目、式社考、土人ニ
宮と稱ふ、廿四社名目小、上麻村ニノ宮大水、是、本國の二、
上、神社云々、上麻村と有、ハ、い、ら、

宮なるべし 神名帳考證小引、當國神社考、神田ノ別村羽方村ト云フ処ニ、一宮ニ宮三宮ナド云、社アリ、ソノ二宮地ト云、傳フ云々、今この神社の南方、あたりに、土人の三の宮と云、小社ハあれど、一宮と云、有、去とを聞、ク、此小社を三の宮と云、此大水、上、神社を、二宮といへば、何となく、呼、来、る、の、な、ら、む、本、國、三、宮、ハ、ワ、ダ、多、和、神、社、小、お、ハ、一、宮、ハ、の、を、や、阿、野、郡、白、峰、寺、に、傳、る、祈、願、札、ま、寒、川、郡、志、度、寺、所、藏、の、阿、一、蕪、生、記、等、に、二、宮、と、有、ハ、當、社、比、事、な、る、べ、し、尚、田、村、神、社、の、条、如、此、玉、禰、當、宮、詞、の、小、形、一、宮、二、宮、比、餘、一、國、小、々、マ、マ、は、三、宮、四、宮、条、下、五、宮、形、と、稱、走、依、も、有、マ、海、郡、々、小、つ、た、て、一、宮、と、稱、走、依、國、も、う、り、云、々、と、見、え、た、り、

社傳云、鎮座の始、ハ、さ、ざ、う、な、ら、ざ、れ、ど、本、國、綾、氏、の、祖、武

穀王、此神社を深く崇奉りて、多度郡を治とどく、小社領、小充給へり云々、

祭神、區々あり、先高皇產靈尊一座と次、又ハ罔象女命と

次、生駒記、かくて相殿、ハ、宗像大神、また八幡大神も座

ま次といへり、生駒記、式社考、廿四社名目等同じ、又全讚史、西讚府志、ハ、相殿、此、兩、大、神、を、正、殿、の

祭神、又古史成文、小故其大山積神、亦名大水上神、水、神、云、大、水、神、云、

云、と有て、その傳、小、此神社を引り、されハ祭神ハたゞ

ち、小、此大水、上、神をらむ、三代實錄、元慶元年、大水、神、と、有、ハ、上、字、を、脱、せ、る、小、ハ、あ、

らで、亦名の方、つきて記せるありむ、史、傳、ハ、大、内、郡、水、主、神、社、を、も、引、て、り、の、社、坊、を、大、水、寺、と、云、る、を、以、て、大、

水、神、を、事、ハ、知、ら、れ、り、と、さ、ハ、云、ハ、れ、る、に、此、元、慶、元、年、小、大、水、神、と、有、を、引、さ、る、ハ、い、ウ、ダ、ふ、と、思、ひ、脱、さ、れ

元、年、小、大、水、神、と、有、を、引、さ、る、ハ、い、ウ、ダ、ふ、と、思、ひ、脱、さ、れ

たるをされど三代實録貞觀十年小大水上天神と有ふよ
らば、高皇產靈尊ありと申もさまたげ無し、又神名式小
近江國高嶋郡 伊香郡大水別神社といふを見ゆ、

考證

此神社ハ古今紛きあはして境内ハ盡ツト小山よて其谷間
より流き出る、清き谷川ハ、いハゆる瀬丸池の水カミ上カミあれ
バ、如此大水上トハ稱へ云る、又古史傳大水上神の段小山神
ハ、山をヒト知シ者シて、其山々の口より、佐久那太理爾、落下し
給ふ水を、田小受ケて穀物クワシモノを取、作スる故、小山ト水ノ水上ト
云、意を以て、其功を稱へて、大水上神ト大水神トハ申

ありけり、云々と有ふハ、甚よくかゝるゝり、されど祭神ハ
条下にも云る如く、大水上天神と有ふハ、如何イカバあり、猶能
考ふカ、斯カて或家小傳る、寶永七年書寫大水上大明神記録
に、社頭の沿革を始種々の事を記せる内、小建長六年小
修シ覆フせし、費用ツつ棟札ハ此寫し等ナありハ、當時トキの形カタ状シを、
大抵オ小ハ知ラるゝを此レをレ次ニ抄ヒ寫シて出サせり、

建長年中二宮修覆用脚負數等之記録

一番匠之手間

二千日但本社之社

一二石貫

片找本代

一二石貫

同化料

一八十貫

桂皮料足

一六十貫

訂之料足

一十五貫

壁塗之料

棟札

大願主所彌寂阿

二宮大永王大明神白紙上棟建長二甲寅年八月廿四日

大工 額田國弘

この外小を、建久九年の二宮社領目録、まゝ天正二年

此神事次第等の、寫をも載たれど、さのみハ出さず、又

勢國度會郡山田、三寶院所藏の金口此銘小、二宮大水

上大明神永徳三年正月廿六日云々、と有、と聞、はり、是

讚岐とハ見ねど、當社此物ありし事あるし、是信あらハ、保元以降建長永徳

此年間にも、專り二宮と稱シ事知られたり

豊田郡、三野郡の西、伊豫國の東、隣りて、本國の西尾を

らむ久今ハカルタと呼り、同抄安藝國郷名の段に、刈田

加無多と云、あり、借中古豊田と改りし、其年月ハさざう

あら次、されど拾芥抄ハ、既く豊田と載たり、如、

此て所屬の郷七郷ありて、和名抄と一郷違り、

山本、和名抄ハ、山本とありて、訓註あり、されどヤマモ

史等小、山本を村名小載たるハ、いッ、今過村の内、

山本と云、る、小地名ハあり、所屬の村々、池、尻、原、古川、

新田、中田、井河、内、高屋、同抄ハ、高屋多加也、とありて

流岡、杉野、吉岡、を、て、坂本、同抄ハ、東高屋、西高屋、室本、

六ヶ村此郷小屬、く、坂本、同抄ハ、坂本佐加毛止と有、

上、市、下、市、坂本、鍛冶、大、工、中、坊、洲、植、田、出、作、等、

此、十、一、ヶ、村、又、伊、吹、の、一、嶋、の、郷、小、つ、く、柞、田、同、抄、ハ、

有、て、訓、註、ハ、あ、り、れ、ど、字、ハ、ク、さ、つ、に、タ、と、つ、け、と、

ハ、同、抄、備、後、國、郷、名、の、く、さ、り、御、調、郡、ハ、柞、原、美、波、良、と

有、小よりて訓る、然まども今クニタと唱へり、猶那珂郡、柞原の段を見合ひべし、黒淵、山田、尻、北岡、犬、島、を登て四ヶ村に姫、同抄、小、姫、江、比、女、乃、江、と有、を、今、姫、の、此、郷、小、属、く、一、字、と、ま、る、ハ、後、世、の、誤、を、り、さ、て、メ、の、の、唱、へ、り、姫、濱、花、稻、有、木、内、野、中、姫、井、関、海、老、濟、田、野、菽、原、青、岡、大、野、原、福、田、原、を、べ、て、十、二、ヶ、村、の、郷、小、つ、紀、伊、同、抄、小、紀、伊、と、あ、り、て、訓、註、な、り、れ、ど、キ、と、唱、く、此、村、々、木、郷、栗、井、丸、和、田、同、抄、小、載、ず、當、時、ハ、姫、江、を、ど、井、等、三、ヶ、村、を、り、和、田、小、隼、シ、を、ら、む、三、代、物、語、小、木、郷、と、せ、し、ハ、誤、ち、り、又、全、讚、史、西、讚、府、志、等、小、ハ、一、郷、小、ハ、建、ず、さ、れ、ど、今、ハ、寛、永、國、圖、三、代、物、語、に、從、こ、り、加、く、て、和、田、和、田、濱、箕、浦、を、至、て、三、ヶ、村、此、郷、小、属、く、

高屋神社

延喜神名式云讚岐國刈田郡小高屋神社

三代實錄云貞觀六年冬十月十五日戊辰授讚岐國正六位上高屋神從五位下

同九年五月十七日乙卯授讚岐

國正六位上高家神從五位下六年の条、正六位上より、九年の条、又う、る、ハ、い、う、バ、されど、ひ、と、ぶ、る、に、誤、を、ら、む、と、も、思、ハ、れ、故、考、ふ、に、この神社のある郷と、和名抄郷名の段、高屋とあも、ハ、高屋神と有、此、神社の事、よ、て、高家神ハ、別神をらむ、阿野郡北松山郷、高屋村、あり、そ、こ、に、森、宮、と、云、社、あり、若、く、ハ、それ、又、三、木、郡、井、上、郷、の、産、土、社、と、タ、カ、ヤ、ノ、三、ヤ、と、土、人、い、へ、り、な、を、附、録、も、云、り、神、位、加、級、此、事、ハ、神、野、神、社、と、同、じ、

和名類聚鈔郷名部云讚岐國刈田郡高屋多加也

神社ハ高屋郷東高屋村なる稻積山小ありて土人大伊那祇神社とも又稻積大明神をも稱ふ式社考綱目生古

ハ山北頂小有、しを故ありて慶長年中小山の羊腹小移

し寶永年中に又山の麓へ遷せしうが尚舊地ふ小祠の
残るるを高稻積中稻積と云ふつとて麓あるを下稻
積とハ稱し來り然るに里人の數々崇り有と畏きて
天保二年に至り遂に又山頂の舊地へ遷奉りて本殿等
を再ひ造營るせりとぞ
社傳つまびらるならび

祭神瓊々杵尊一座と次社傳全又木花開耶姬命と次生

記式社考全讚史西讚府志あるひハ保食神ウケモナと云北四社是ハ中古稻イナ

積社と云るより乃附會う又神名式ハ河内國古市高屋

神社考證今在高屋村云々大隅國也見白イカナルカミ何神を

祭まきるにう

考證

證なしといへども高屋郷高屋村ハ在事おれハ紛マシあり

事無しされど中古以来社號稻積と云るハ鎮座此山名

より負るなる處播磨風土記保郡の奈ハ稻積山大

山云々彼山者當置稻種即遺稻種積於此山形亦似稻積

故号曰稻積山とあり如此此山の形も粗稻積小似ま

杵尊ありと云ハ日向風土記知る鋪郷此故事小も縁

山田神社

延喜神名式云讚岐國刈田郡小山田神社讚留靈記附録

小山田を刈田

に作るハ、一有事、日本紀畧小、昌泰六年小、刈田神と云、見ゆ、猶粟井神社の条下、及附録小、いへるを見よ、
神社ハ、柞田郷黒淵村に在て、土人山田大明神と稱ふ、又
豊神社と云、生駒記、網目、いへり、然るに同郷山田尻村、

山田八幡宮と稱有りて、是ならむとせいふ、式社考小、觀音寺、半里

バカリ西ニ、山田尻ト云フアリ、ソコ、社也ト云フ云々、

社傳ある事をきかず、

祭神、月讀命生駒記、網目、及全讚史、云哉、素盞鳴尊廿四社名目、式

考、云、さて此二神同神小おいせば、互に云傳たると此を

らむ、又大己貴命西讚府志、と次、又神名式近江國大上郡、坂田郡、山

田神社あり、祭神ハ考證小を見之、

考證

黒淵村なる山田大明神社、山田尻村の、山田八幡宮と、

互に縁ありて聞き、定ぐ、とけきど、山田大明神の本社

に、掲ぐる古額小、山田宮ともあき、あはらぐ此社と定

つ、猶後人の考を俟つ、讚留靈記、附録の如く、山田タマ

社小ハあり、此兩社、いづきも、官

加麻良神社

延喜神名式云、讚岐國刈田郡小加麻良神社、

神社ハ、高屋郷流岡村式社考、廿四社考、廿四社名目、西讚府志等皆同じ、ある、丸山

と云、小山の上小在て、土人丸山神と云、又坂本郷植田村

此加茂社を、土人加茂良と唱へば、是あらむとも云、三代
小ハ、直に加茂良神社と有、また生駒記、綱目等小ハ、植田
村崇氏神、世俗誤テ加茂良ト唱フ、今ハ又加茂ノ宮ト云、
全讚史小、在、植田村、從、
上、世、所、社、祀、也、云々、

社傳、な、志、

祭神、大山咋命一座と次、生駒記、綱目、全讚史、西讚府志、或ハ大己貴命一

座ありとも

廿四社名目、式社考、西讚府志、

小、加麻良ハ、阿加麻良の阿

如小、大山咋命、ま、大己貴命、共に丹塗矢小化給ひて、美
つきて、ふと思ひつきたれハ、黙し
が、く、て、六、ころみに、い、ふ、の、こ、
又古史傳十九、小、古事

記を始め、古書とも小、天津麻羅命、大麻羅命、天都赤麻良
命、天照真良建雄命れど云、名有り、云々と有る麻良ハ、皆

真心の義ありとぞ、故按ふに、此加麻良上小云、如く阿
素より祭神の名ならむと、
加麻良の、阿の首

考證

流岡村植田村と、そに、古證をたれば、實ハ定かとけれど、
人皆流岡村あるを、加麻良神社と定まば、今もそれに從
ふ三代實録ハ、賀富良津神とあるハ、此加麻良神
事ハ、富ハ磨ちどの誤、小をあらむと
良明神と云、小社もあり、附録不つきて見るべし、
於神社、

延喜神名式云、讚岐國刈田郡小於神社、

神社ハ、紀伊、郷粟井村の内、上野と云、地小在、小祠ハ、土

人上野八幡宮と云式社考廿四社名目等に在粟井村云

野と云、野不在森の由云々、全讚史不詳、但し粟井村の上

以失其地、里人云、粟井村有地稱上野者、其地叢林中、有小

祠、蓋是也、此社殿中古廢絶てあつたしを、寶曆五年、領主京

極家より再興されたり、

細目小、寶曆五ノ春、丸龜ノ城主

村ニ、小キ森ノ内ニ小社アリ、上野神社ト申傳フ由、依之

鳥居新ニ再嘗有之也云々、式社考小、社跡在田中、國守京

極高矩、改建鳥居、西讚府

志小、先公大機院殿ノ額アリ、とも云、又別小按小に、姫郷

萩原村ある、松井神社を、中古上宮と稱しと

若くハ是をらむ、

神名式ある、因幡國宇倍神社も、永

社傳つたはらば、

万記小ハ、上宮と見え九れハあり、

祭神不詳、あはひハ埴安姫命、讚留靈記、附録、又ハ八幡太

神なりと云廿四社名目、廿四

社考、西讚府志、

い小、共におがつゝなし、又

神名式小、大和國廣瀨越前國足羽郡小於神社ありて祭

神共に不詳と考證小見也、

考證

こいて證をなく、又異説あれ事もきかぬ、さるを萩原村

あり、松井神社あらむと云、るハ、己がおそひよれるに

なむ、神名式、攝津國島下郡小、井於神社、ま、和泉國神名

帳小、大鳥郡從四位上井於社と云、有、小、此松井神

社を、井上明神とも思、り、於、字、ウヘと訓、ハ、古書共のつねあれ

バ、ウヘと云、るハ、事あるに、今、この地名を、上野と

書、るハ、い、上野ハ、ウヘスあり、されど後世、上野と書

て、ウヘノと唱へ、何となく書來さるその、

尚鶉足郡宇間神社の条下をも考合もべし、

粟井神社

延喜神名式云、讚岐國刈田郡粟井神社名神大

續日本後紀云、承和九年十一月乙卯、讚岐國粟井神預之

名神本國の神社小、名神大三座おハセる内、二座ハ名目

ハ深き由あり事ありむ、されバ大を殊更に如

此名神列小ハ、預ラセ奉る事と見えたり

三代實録云、貞觀六年冬十月十五日戊辰、授、讚岐國正六

位上粟井神從五位下仁壽元年の度に既く五位小あり

無位の神をバ、新に六位小叙シ給ひ、たゞ大社并小名神

ハ無位といへども、從五位下を授給へるよしあるに、此

神の去らざらば、いづちなる事に、さるからに増階の

事ハ上小いへるが如く、永徳元年までに、漸く正三位小

此がり給へるあり

延喜臨時祭式云、名神祭二百八十五座、粟井神社一座讚岐國

正月勸請神名帳云、南海道六箇國為、粟井大明神この

塔立も、本國の神あり、

神社ハ、紀伊郷粟井村小在、中古より刈田大明神と稱

來せりと、生駒記綱目、式社考、廿四社考、讚留靈記、附録

と土人刈田宮といふ、西讚府志今ノ地ヲ去ル、

カ、コ、ニ移ス、今其処ヲ古宮トゴヤリ云々、

社傳云、むろ、本國の忌部等、天太玉命を、阿波國より迎

來て拜祀り、此郡を神田小充奉る云々、生駒記ハ、豊田郡

神田郡とも云々、此郡を粟井大明神の神供料に冠

る故、神田郡といふ、其神供料の稻を刈し、鎌と云を、宮

云、此村往古貢ふ、篠竿八百本上納せしに、今ハ其竹枯果
 了跡田地小成、因て竹田村と号、云こと見也、此竹田村
 ハ、三野郡高野郷の内あり、玉勝間よこの事と旗竿とい
 へるハ、誤るへし、と云ハれよハ、さる事あるよ、又臨
 時祭式ハ、梓木と有き、竹なる事いよくおつうあし
 され、と一宮田村神社の寶物に、竹の栢なる梓あまハ、ひ
 たそらふ由るし、と見えさる、太玉命社と云るハ、即神
 名式ハ、安房國安房郡に、安房坐神社と有是あり、かくて此
 拾遺の傳ふを、至て考まハ、手置帆負命の裔ある、本國の
 忌部等、己ヶ遠祖ハ、長官カシラ小かハ、次天太玉命を、彼天富命
 此立くる、安房社とて迎奉り、イフキヤ齋祀、皇志も此をらひ、故
 社傳ふも、阿波國コハ安房あるを、阿波小も縁ある、ヨシ事あるハ、ウく傳へさるるべし、とて
 迎祀る云々と有、されバ社號の粟井も、安房居の義くと

ハ云、をりり、因ユ云、この粟井神社を、中古ころあふ、刈田
 明神と稱來きたる事い、らあり、此刈田神ハ、日本紀畧延
 喜六年二月七日小、從五位下を授奉れたる事見えて、別神を
 登レ、そハ粟井神にハ、三代實錄、貞觀六年十月十五日小、從五
 位下ハ、授奉きたるを、此を、再ハ同位を授奉るべきを、
 ハ、故思ふに、此粟井社、古ハ今ハ社地より五六丁ばかり、
 南方に有、土人其跡を古宮といふ、火災にか、り、社殿燒亡て後、
 今ハ境内に移奉れたるが、夫より以前ハ地主の神と云、小
 社あり、是即今本社の傍有、刈田明神小、土人刈田
 宮と云、來きたるを、後小遷宮あり、粟井神社ハ大社なる

から、古より呼來れり、名目の自然にうつりてく中古以後ハ、粟井神社を専ら刈田宮トハ、唱へ來きりるを此をらむく、故今ハ、粟井刈田同社異名の如くなきども、實ハ別神あるを思ハる、されど猶能考べし

黒嶋神社

延喜神名式云讚岐國刈田郡小黒嶋神社

神社ハ、山本郷池尻村小有生駒記綱目式社考廿四社考

等皆同じ、土人境内をさして、黒嶋といふ

社傳未詳

祭神、さどろならん、或ハ、關御津羽神式社考讚留靈記附録ハ、水神あり

又關山祇命式社考又黒雷神生駒記綱目全讚史又佐須良姫命廿四社名

目式、とも云、楮上なる三神ハ、皆社號の黒と云、小つきて

此説あらむ、又佐須良姫の祭神と云、古傳りいとめ

つら、或人此黒島神社の祭神を、黒島磯根御氣比賣と

と云、書、天、日鷲命、子、大、麻比古命、娶、黒嶋磯根御氣比賣

云々、と有、三野郡麻部神社を、天、日鷲命ありと云、る小

依、多度郡大、麻神社も、天、太玉命を、講りとして、大

麻比古命あらむと云、説、よて、一、ゆ、り、ハ、然、る、事、ハ、聞

か、め、ま、ど、志、ら、ず、此、家、系、ハ、上、よ、も、云、る、ガ、如、く、真、偽、未

決、の、書、を、れ、バ、如、何、な、る、上、大、麻、神、社、の、祭、神、天、太、玉、命、を

古、神、社、に、ら、天、太、玉、命、を、り、と、云、説、阿、波、國、を、や、尚、大、麻、神、社

の、条、下、を、も、見、合、に、べ、し、又、神、名、式、伊、豫、國、新、居、小、黒、島、神、社、あ、り、さ、れ

や、考、證、に、も、祭、神、を、記、さ、び、愛、媛、兩、影、小、御、社、ハ、大、嶋、村、の

内、黒、島、と、云、嶋、立、せ、り、祭、る

所ハ、何神なる事と去らず、
或ハ、いふ伊井舟尊なりし、

考證

確なる證ハなされど、古今混き有ぶとをさう後、川崎氏
寛延三年、領主京極高矩ぬし、江戸の邸ふありし時、將軍
家より悍馬を賜りし、或夜の夢ふ、わきハ領内なる黒島
神なりと告給ひて、奇瑞此事有しと云、事載たり、祭田
十石餘を寄附せられたり、と云、事を載たり、

終、小云、る事、

本國式内社官社二十四座と、今を盡に諸書及、徵證を引きて、
考論ふ事、の如し、今も里後を、古書どもに見得たらむ
よち抄出ま、此度の考に漏たる證どもの出来、また神社
此さだかあらざるも、漸々に現き出む事の無ふもあら

ざれば、其をりくに、又考記さむと次、其を讃岐國官社考
證拾遺とい、名づけむかし、

明治元年十一月廿一日、

こゝ草稿を書き、次筆のついで、

國柄、古き社の、今世に、如此傳るハ、神柄ならし、

明治十年九月、松岡ぬしの、琴平山なる寓居
にして、技合をへぬ、

藤ハられ盛敏

讚岐國官社考證下之卷終

明治三十年五月

讚岐國寒川郡高屋村百六十七番地

著者 藤田 調

東京本郷區大塚二丁目一番地

出版人 和田信敏

